敷田年治標注

古事記標註

上巻

和
372
1

リ 5
1013
1

利 372 1

古事記上巻 并序

古事記ハ、字のごとく、フルコトブミとよむべし、爰に心得がたきハ、并序の二字なり、今つらつら按に、是も此記を撰ヒ卒へたる時、加へて献りし、上表なり、と見えて、更に序文の躰裁にあらず、然ルを序なりと思ひて、私意に并序の二字を、後人の書キ入れしなるべし、論を待ずして明カなり、扨此表文ハ、漢語を主として、撰整へられたれバ、其因ルところの徴拠引出て注スべし、見む人煩はしとな思ひそね

臣安萬侶言ス

臣ノ字古本にも、マクラと点せり、古今集序に、はくらことむゝもるの花句むすくあくとあるを、真字ノ文に、臣等詞ハ少ニ春花之艶ニとあり、書ノ大禹謨に、惟兹ノ臣庶、同益稷に、臣哉鄰哉など猶多かり、然ルを古事記傳に、此訓を誤りとや思ひけむ、削まりたるも呼まし、安萬侶ハ下に注ス

夫混元既ニ凝リ、氣象未タ效アラハレ

是より以下、對句を以て文を成せり、混元ハ混成におなじ、神代紀に、マロカレと訓ミ、物のはじめの、未タ形なき状を云り、晋書孝友傳ノ序に、大矣哉孝

無名無爲、誰知其形、

之爲德也、分混元而立體道とあり、氣象ハ氣と象との二ツあり、氣ハ雲霧の類ひ、象ハ木石の類ひを云ふ、效ハ字書に事露也と、注せり

無爲ハ莊子に、無爲者天地之平而道德之至也とあり、然れども爰に云る無爲も、其とハ少異にして、混元の狀も、名づくべうも爲べうもあらざれバ、其狀ハ知りがたしとあり

然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、

乾坤ハ天地を云ふ、參神ハ、天之御中主ノ神高御產巢日ノ神、神產巢日ノ神の三神を申す、造化ハ天地の靈威によりて、萬物の生るを云ふ、莊子に以天地爲大鑪以造化爲大冶とあるを、陰陽ハ乾坤に對へより、字書に天地之氣より云へるが如し、二靈ハ伊邪那岐伊邪那美の二大神を申す、群品ハ人をはじめ、萬物を云ふ易序に、象天地而育群品とあり

所以、出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、

幽顯の幽ハ、黄泉国を云ふ、但し黄泉ハ借りたるのミにて、出雲ノ国嶋根郡なる、夜見嶋を云へるよし、本條に詳なり、顯ハ顯国を云ふ、洗目以下御禊段の古事を

故太素杳冥、因本教而、識孕土產嶋之時、元始綿邈、頼先聖而察生神立人之世、

太素ハ元始にむかひて、世の始を云ふ、白虎通天地ノ條に、太始起先ツ有太初後有大始、形兆既成、名曰太素とあり杳冥ハ窈冥におなじ、文選西京賦に、雲霧杳冥とありて、呂延濟が陰昏ノ貌と注せり、遠く暗き意を云へり、本教ハ本ツをしへにて、神代の古傳のことゞもを云ふ、元始ハ字の如く大古を指せり、隨書律暦志に、造文之元始、創暦之厥初とあり、綿邈ハ遠く久しき間を云ふ、晉書天文志に、年代綿邈、文籍靡傳とあり、先聖ハ上代の神聖を申せり、此件も鴻荒の世と云へども、古き本ツをしへの傳ありて、国土を産給ひし、古事も神聖のおもして、物しり給ひしゆゑ、明かに傳はれるとあり

寔知、懸鏡吐珠而、百王相續、喫劒切蛇以、萬神蕃息歟

懸鏡ハ天ノ石屋戸の古傳にて、本條に見えたり、百王ハ万神に對へたる文のこゝ蕃息ハ殖ゑひろまりたるにて、允恭紀に、一氏蕃息更為萬姓とあり

議安河而、平天下、論小濱而、清國土

議安河ハ、皇孫の命天降を議り給ふを云ヽ、論小濱ハ、建御雷神を出雲国に下し給ひたるにて、何きも本條に詳し

是以、番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇、經歷于秋津嶋

番仁岐命ハ日子番能邇々藝命の畧称、高千嶺ハ、高千穗嶺を云ヽ、神倭天皇ハ神倭伊波禮毘古命にて、後に神武天皇と申ス、秋津嶋ハ、大和国葛上郡にある地名にて、此地の由縁ハ神武天皇卅一年の紀に見えて、此節にハ洩せり

化熊出爪、天劒獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野

化熊ハ、山ノ神にて假に熊に化りて、天皇を惱し奉りしを云ヽ、出爪ハ神熊の怒りたる状にて、古事記傳の説ハ非なり、高倉ハ人名にて、高倉下を云ヽ、此件惣て神武天皇の御世の古事なれバ、本條に照し見るべし、生尾ハ生尾人、自井出來など見えたり

列儛攘賊、聞歌伏仇

列儛ハ、神武紀に云々、是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也とあるにて、此時に舞初しを、傳へて、久米舞と云へり、聞歌ハ同紀に、時我卒聞歌、倶拔其頭椎劒、一時殺虜とあり是なり

即覺夢而、敬神祇、所以稱賢后、望烟而撫黎元、於今傳聖帝

覚夢ハ、崇神天皇七年ノ紀に見えたり。文長ければ畧。賢后ハ聖帝にむかへて、カシコキミと申すなり。望烟ハ仁徳天皇の御世の古事なり。黎元の黎、黒也。元、首也。百姓の顔の黒きを云ふ。黔首も同義なり

定境開邦、制于近淡海、正姓撰氏、勒于遠飛鳥

定境ハ、成務天皇五年ノ紀に、隔山河而分国縣、随阡陌以定邑里、とあるを云。近淡海も、近江国志賀高穴穂宮にて制し給ふなり。扨此件ハ、仁徳天皇より前の古事なれど、次ノ句に對ふよめに引出たり。正姓も允恭天皇四年ノ紀に見えたり。遠飛鳥ハ、大和国高市郡にて、勒も字鏡集に、キザムとも、シルスとも注せり。其事を物に刻記す意なり

雖歩驟各異、文質不同、莫不稽古以縄風猷於既頽、照今以補典教於欲絶

歩驟の歩ハ、行ことの徐なるを云ひ、驟ハ行ことの疾きを云ひて、政事に寛急あるを云り。後漢書曹褒傳に、三五歩驟優劣殊軌とあり。文質ハ文彩質朴を云。風猷の風ハ教なり。猷ハ道なり。南史隠逸傳ノ叙に、名教之外、別有風猷とあり。縄ハ書説命に、惟木從縄則正とある如く、墨縄以て曲れるを正す意なり。典教の典も法く、教ハ訓く、是ハ御世毎に、制度異なりて、古キ教へも絶むともあるを、古へを則として補ひ給ふごとく

曁飛鳥清原大宮、御大八洲天皇御世、潜龍體元、洊雷應期

飛鳥清原ハ、天武天皇の大宮にて、大和国高市郡にあり。清原ハ清御原の畧なり。潜龍も儲君の間を申せり。惣て人君を龍によそへ奉るハ常にて、龍にして潜居ハ、帝位に即き給はざりし間を云ふ。是ハ易に見えたる語なり。體元の元ハ、始めにて一年の始めを、一日と云ずして、元日と云ひ、年の改りて一年といはずして、元年と云へり。然れバ人君ハ、體元居正給ふとあり。體元ノ字ハ、隠公元年正月、春秋の杜預の注に見え、又文選西都賦に、體元立制とありて、意ハ何れもおなじ。洊雷の洊も、薦と通ひシキリと訓て、雷ハ音の響すなれば、その音を、御稜威のふるひ給ふを譬へ申せり。易に洊雷震、君子以恐懼とあ

り、應期の期も字書に時也と注せり、時に隨ふとあり

聞夢歌而、想纂業、投夜水而、知兼基

夢歌ハ史に傳なしされバ考べき由なし、夜水ハ元年六月紀に夜半到隱郡云々、横河有黑雲廣十餘丈、時天皇異之とあるをいつて

然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎歩於東國

天時ハ孟子に見えたり、南山ハ吉野山に入給ふを云、蟬蛻ハ世を背きて遁れ給ふなり、東國も伊勢より美濃へ行幸しを云、虎歩ハ行幸の建ぶ給ひし狀にて、此虎歩てふ語ハ後漢書の何進傳に見え、蟬蛻ハ史記の屈原傳に見えたり

皇輿忽駕、淩渡山川、六師雷震、三軍電逝

六師ハ六軍にて、周禮夏官に二千五百人為師とあれバ六師ハ一万五千人にて、是を天子の軍とし、三軍も諸侯の軍なりと云へる、漢国の制なり

杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解

杖矛ハ軍器にて、御方の勢ひなるを云、絳旗ハ赤旗にて、大津宮の軍兵の敗れたる狀を云へり

未移浹辰、氣沴自清

浹辰ハ日數の少きを云、後漢書袁紹傳に曾不浹辰罪人斯殄、注に浹匝也とあれど、又成公八年十一月左傳に浹辰之間而楚克其三都、注に十二日也とあり、氣沴ハ時候の錯るを云、字書に陰陽氣亂曰沴と注せり

乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、巻旌戢戈、儛詠停於都邑

放牛云々ハ書武成に歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服とあるを約めたる文にて、近江軍に勝給へるを、武王が紂に勝ちし狀に引擬へり、愷悌ハ豈弟におなじ、詩小雅の豈弟君子の注に、豈樂也弟易也とあれど此條の義に叶はざれバ誤なり、軍に勝たる時の樂をバ愷樂と云、周禮春

官大司樂ノ條ニ王師大獻則令奏愷樂云々、司馬法ニ得意則愷樂ス、など併見て、愷ハ樂ニ作づし、華夏ハ都邑ニ對て京と云ふ之、是ハ禹が国號を夏と云ふより起りて、其を美て華字を加たるにあり、此件ハ解陣して、都ニ還り給ふを云

歳次大梁、月踵夾鍾

大梁ハ昴星の次りにて、酉年に當るよし拾芥抄に見えたり、白鳳二年也、又拾芥抄に、二月を十二律の夾鍾に當つより

清原大宮、昇即天位、道軼軒后、德跨周王

軒后ハ、黄帝の名を軒轅と云ひしゆゑ、如此云へり、后ハ君也、周王ハ、文王昌を云ふ、道德ハ黄帝文王等よりも、勝れ給ふとなり

握乾符而摠六合、得天統而包八荒

乾符ハ、天より下し給ふ信符なり、文選東都賦に、聖皇乃握乾符と云々、六合ハ上下四方なり、天統ハ天より授け給ふ皇統なり、漢書李尋傳に、使陛下奉天統とあり、八荒ハ八蠻とも云ひて、八方の裔を云ふ、説苑に天子處中州而制八荒

乘二氣之正、齊五行之序

二氣ハ陰陽を云ひ、五行ハ木火土金水を、四季土用に配し云へり、禮記禮運に、播五行於四時とあるを、注に春ハ木、夏ハ火、秋ハ金、冬ハ水、各主其事、以成四時とあり、若シ不時の令を行へバ、氣候の紊るよし、同書月令に記せり、このよしを、四時の順序を齊へ、陰陽の正氣に從ひ給ふとなり

設神理以獎俗、敷英風以弘國、重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明覩先代

神理ハ、神秀の正理、英風ハ英明の風習なり、智海ハ叡智の深きハ海のごとしとなり、梁ノ簡文帝が、述内典書に、慈雲既擁、智海亦深とあり、字書に浩瀚ハ廣大ノ貌と注せり、心鏡ハ叡慮の明らかなるを云ふ、曹植ガ文帝ノ誄に、心鏡萬機、鑒照下情と云々、煒煌ハ呉都ノ賦に、カヾヤクとよめり

於是天皇詔之、朕聞諸家之所齎帝紀及本辭、既違正實、多加虚僞、當今之時、不改

其失未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉

帝紀云々、古の御世まで、諸家に傳はりたる、帝紀記録等誤りありと詔へり、本辭は舊辭を云ふ、當今之時云々、此詔の尊さ、智海心鏡におもせずばいかで此緯をなし終む事なし、ま、斯乃は其旨欲滅と云ふを、受けたる語にて、此記を正しく撰録して、世に遺さば、国家を知しめす、經緯なるべしとぞ、王化は王政の德化を、行はしめ給ふ鴻なる基と云へり

故惟撰録帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉

帝紀は此記を云ひ、舊辭は右に見えたる本辭なり、討覈は事實を考へ正すなり、後葉は後世を云ふ、是も草木の新葉をむすびて、古きは散り失する如く、子孫の連綿するを云ふ

時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心

舍人はトネリとよむべし、書紀に帳內、又宮者をも訓り、即常寢人にて、西宮記の刀祢召の條々を見るに、上夜以下の通称のやう聞ゆれど、爰なる舍人は、大舍人寮の、舍人四百人の内なるべし、稗田は姓にて、大和国の地名なり、天武紀に將軍吹負向乃樂至稗田、大和志に、添上郡稗田村あり、聰明は、耳に聽き、目に視ることの捷きを云ふ、後漢書禰衡傳に、衡年二十四云々、目所一見、輒誦於口、耳所暫聞、不忘於心となり、是を文選孔融が表に、少文を易て載せり、晉書苻融載記に、融聰辨明慧云々、耳聞則誦、過目不忘となり、南史陸倕傳にも、おなじ状見ゆ

即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣

勅語は、天皇の詔にあたるを、阿禮が口に誦うかぶるゝ、運移字書に、天造曰運となり、世の意に見るべし、呂氏春秋慎大覧に世易時移、抱朴子外篇に、

時移り俗易り、又王勃が詩に、物換り星移るなど、皆時代の移り行を云ふ、其事とは、古事記撰録を云ふ、抑天武天皇崩じ給ひしは、朱鳥元年にて、此記を撰び献りしと、再宣下ありしは、和銅四年にて、其間御代も、三御代を重ね、年は二十六年を経しを云り

伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育

伏惟以下は、元明天皇の御上を稱し申せり、陛下は儀制令に、皇帝は華夷に所稱、陛下は上表に所稱とあり、是にても、此前文は上表にて、序文にあらじと云ひしことの、強ざるを知るべし、得一は晋書裴楷傳に、武帝初登祚、探策以卜世數多少而得一、帝不悅、羣臣失色、莫有言者、楷從容進曰、臣聞天得一以清、地得一以寧、王侯得一以為天下貞、又舊唐書音樂志に、得一流玄澤、通三御紫宸ともあり三とは天地人の三才也、光宅は、オホイヱヲルと訓べし、書序に、聰明文思、光宅天下云々注に光は大宅は居也とあり、亭育は字書に、亭は均也、育は養也と注せり、民を惠み給ふを云ふ、梁の太廟樂辭に、亭育品彙、寅禮百神とあり

御紫宸而、徳被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮

紫宸は帝居の名なり、玄扈は紫宸にありて、帝居の稱なり、其は倉頡が陽虚と云ふ山より、洛水の汭にいたりある玄扈を臨み見ませば、丹甲青文の靈亀、書を負ひて出たりしを、吉瑞なりとせしより、水經の注に見ゆ、より馬蹄は陸路の限りを云ひ、船頭は海路の限りを云へり、御德化は至らざる限なしとあり

日浮重暉、雲散非烟

日浮云々は、日光の明らかなるを云ふ、雲散云々は、慶雲にて、治部省式、大瑞慶雲の分注に、狀若烟非烟、若雲非雲と記せり

連柯幷穗之瑞、史不絶書、列烽重譯之貢、府無空月

連柯は連理樹にて、治部省式に、下瑞木連理の分注に、仁木也、異本同枝、或枝旁出上更還合とあり、幷穗は異莖にして、穎の合へるなり、同式下瑞嘉禾の分注に、或異畝同穎とあり、史不絶書は、右の大上中下の祥瑞等を、諸国より言上ありしなれば、史は書に堪ざるごとく、重譯は漢籍にも、數見えたれど、崇神天皇十二年の紀に、異俗重譯來とあり、常に烽燧を設けて、防禦し遠き夷等も言語の通ぜねば、幾度も通辞を重ね來て、貢物を獻るなれば、府倉は休む

暇まあらし
とあり

可謂名高文命、徳冠天乙矣

文命ハ、史記夏本紀に、夏禹、名曰文命とあり、天乙ハ同殷本紀に、天乙立、是為成湯とあり、夏世殷世の先祖にまして、文命天乙等の賢王よりも、御名も御徳も優まし給ふとあり

於焉、惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰録稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭

舊辞之誤云々、天武天皇の勅に、帝紀及本辞既違正實と、慨き給ひしかども、果し給はざりしを、兼たる文あり、稗田阿礼云々、此人未存生つればバ、再ヒ

然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録、即辭理叵見、以注明、意況易解、更非注

其勅語を誦しめしゝ、獻上者まの處を諸本よく誤て、獻上者と、旁訓を点せり、獻上せしハ、此上表の末に、和銅五年正月二十八日とあり、彼日にて、此ハ獻上と訓と上に歸りて、讀まざればなり文を成さず、然バ、者字をバ、テへレバとよみて、下に云ひ續くべし、者とハ、云々と云ふまをバの、切まるチのテに轉ぜるにて、此語、格文等に常云へる事にて、歌詞にハ、古今集に、八重葎して門さゝせりてへ、とあるを始め、撰集に往々見えたり、謹隨詔旨以下、撰者の詞あり

言意ハ、詞のこゝろと意まで、甚朴ありしと明り、敷文構句云々ハ、古言を漢語に書とる事の難しと、撰者の勞を述たり、已因訓述云々、古の已を、天

下須泥尓於保比底布流雪乃、とある万葉の哥などによりて、已ハ盡くの意くと云る説ハ非く、按に此上表ハ、勉て漢文に作りたれバ、我方言の配字などを用ひる事をバ、為ざりしく、已ハ俗にモハヤと云意に見ゆべし、因訓述とハ、帝紀舊記等の躰裁を云り、扨訓に因るとハ譬ヘバ即位と書るをミクラ井ニツキタマフとよむか、アマツヒツギ、シロシメスとよむか、字毎に其詞を訓得る事、心に逮ざりし、全以音云々ハ、久羅下那洲多陀用幣琉の類あり、是以云々、是より此記の躰裁を、撰者の述へり、一句之中交用音訓ハ、忍許呂別の類く、一事之内、全以訓録ハ、大八嶋国の類く、辭理叵見以注明意ハ、訓分云久麻理、訓凝烟云洲須の類く、易解更非注ハ、天浮橋、又青人草の類あり

亦於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改、大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以

前、為上巻、神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世以前、為中巻、大雀皇帝以下、小治田大宮以前、為下巻、幷録三巻、謹以獻上、臣安萬侶、誠惶誠恐、頓首頓首

於姓日下云々、随本不改云々、此御世まで、舊記の數多傳ありし事を知べし、小治田ハ、推古天皇の大宮地にて、大和国高市郡にあり、神倭伊波禮毘古天皇ハ、神武天皇にて、上にハ略て、神倭天皇と記せり、品陀御世ハ、應神天皇を申す、大雀皇帝ハ、仁徳天皇の御事なり、誠惶云々ハ、上表文の終に、必云べき例なりとぞ

和銅五年、正月二十八日、正五位上、勲五等、太朝臣安萬侶 謹上

勲五等は、正五位に當れり、續紀大寶元年三月、四十八階の冠位を、制れるに
條に、勲位、始正冠正三位、終追冠從八位下階、とあるを、三十階に改りて、官位
令に、正三位を勲一等とし、次第に下りて、從八位の上下を兼て、勲十二等に
當れり、此勲位は、武功によりて賜ふよし、和銅六年七月ノ紀に見えたり、
太朝臣は、綏靖紀に、神八井耳命云々、吾當為汝輔之、奉典神祇者、是即多臣
之始祖也とあり、臣を朝臣に改め賜ひしは、天武天皇十三年ノ紀に見えたり、
又の太は、大和国十市郡の地より、出たる姓なるべし、式に同郡多坐弥志
理都比古神社と見え、臨時祭式に、大社に作れゝバ、大多別義あるにあら
ぞ、何れもオホとよむべし、和名抄に、同郡飫富郷あり、印本飯富に誤れり、
今村名に存りて、大和志に、多村見え、安萬侶は、元正天皇養老七年七月ノ紀
に、民部卿從四位下、大朝
臣安麻呂卒と記せり

○標注を見るに便りとすべき條々

○此書に紀云と云るは、日本書紀の其御巻に當る處を指す、又書紀云とあるは、字の如く、紀中に渉りて平らに云るのみ、若シ殊更に其紀と指せるには、神武紀、景行紀などゝ記しつ、是は神武天皇紀、或は神武御紀などゝ、称べき理なれど、省畧を主とすれば、此標注の例なればなり

○又の書に、此記の御世々々の、其御篇の事を、譬ば神武段など云るは、本書を捜るに便りよからしめむとのみ、是は何ノ宮段と云はまほしく、思ひしかど、扱は初學の人に、耳なれざれバ、止をえずてなむ

○此書に式云とあるは、神名式なり、餘は四時祭式、諸陵式などゝ記しつ、其は引出る事おほく、見む人の煩はしきを思ひてなり

○此記の異本どもは、古事記傳に、數多見比へられきバ、今其に從ひつ、但シ訓は從ひがたきも多かり、然るは彼傳には、よみがたきをバ、三四字

もよゝ棄或は本文になき事を、三四字も讀殖せるがおほかり、如斯は、古傳は作物となりて、古意を失へるが多かり、故に此標注は努て其訓を其文字に配りつ、見む人等閑になよゝ過しそ

此書に古事記傳を畧きて記傳と稱し、古史傳を省きて史傳と記しつ、かの記傳史傳に云る說どもの、此書に洩たるは、用がたき由なりとしるべし、彼書等の中に、譬ば土師、宿祢は、姓氏録に云々、石上は大和國の地名にて、和名抄に云々、狹蝿那須は如五月蝿にて、万葉に云々の類は、素より說と云ものにあらざれば、彼に云りとて、我亦是に云り、凡說と云るものは、記傳に猨田毘古の名義を尻明光彦の切、逆剝は尾の方より、逆に剝なりと云ひ、史傳に神と加備は同言にて、其形狀は男根の形なせりと云ひ、或は此世はしばらく生しめ給へる寓世にて、幽世ぞ吾人の本世なりと云る類、是即說てふものにて、かゝる說どもの中に、記傳には十に二三も用べきもあれど、史傳には、百に一つも此標注に加ふべきものなし、其說等のむげめるのみるは、語格の誤り、仮名遣の違へるさへ少からず、是ら其條々に舉て弁ふべかれど、紙數の累るを厭ひて、論はざりき

說を作り出むとして、是は何の約り、何の畧語、何の轉音など、二傳の撰者をはじめ、凡古學びに關るものゝ、かゝる僻事に洩るものを聞ば、抑反切略語轉音等は、そよく定格あるものにて其格によらずして、私に延、約或は略き轉しなどするなるは、悉妄說ぞと知るべし然妄切等に目馴たる人、此標注を訝るべからず、若兼なまがさくば、音韻啓蒙を見るべし

神名等猥りに名義を、解らむとするなるは、可畏業なれば、義理の顯れきざるをば、考なしとして措つ、此外近世の學風として、是は何神に坐し是は何神と同神など云ひ、或は惡神の名を員奉て天道是非の理を說むとするなど、惣て古傳になきまゝ、これは流弊に泥める人、惑ふべからず

此書中に記傳をはじめ、諸書を抄出せるに、義を得て文を略ける

も多かり、筆勞を助けむためなり

○此標注は、講義に便ならしめむとして、物しつれば、なほなほ事を又
注せるもあり、見む人其精き方によるべし

○記中人名、地名をはじめ、文法字格清濁等、おのづから此記の定り
りとは、見ゆるものから、又宛がちに從ひがたきもあり、然るに強て
て從はむとすれば、却て義理を失ふ事おほし、故其異例の例ども
を云ば、訓字は仮名に用ひたる例なしと云ど、雄略段に阿佐計爾
波、伊余理陀多志、由布計爾波、伊余理陀多須とあり、又上巻に久羅
下那洲とある洲字、神武段に、疊々志夜とある疊字、允恭段に、許存
許曽とある存字等、例なき仮名を用ひたり、猶かゝる例どもは、擧
て盡しがたし、又天皇の御子達をば、王王子御子と書たる例なる
に、應神段には弟皇子と記し、大和を倭と書たる例なるに、崇神段
には、千々都久和比賣と書き、地名には笠沙之御前或は熊曽など、
音訓を取合たるさへあり、餘は是に准へて知るべし、又清濁の例に
違へる例を云ば、加字は清音なるを、神武段大久米命の歌に、和加佐
祁流斗米とあり、我黙利目之、允恭段軽太子の御歌に、那加佐陀賣
流とあり、汝之所定なり
迦も清音なるを、崇神段少女の歌に、宇迦迦波久斯良爾とあり、伺
不知になり
何も清音なるを、上巻八千矛神の御歌に、和何多々勢礼婆とあり
我立者之、又豊玉毘賣命の御歌に、岐美何余曽比斯とあり、君之装
しなり
賀は濁音なるを、神武段の大御歌に、賀美良比登母登とあり、臭韮
一莖なり、倭建命段に、蘇良波由賀受とあり、空者不行之、應神段の
大御歌に、比登々理賀良斯とあり、人採枯なり、允恭段軽太子の御
歌に、波都勢能賀波能賀美都勢爾とあり、長谷河之上津瀬にし、雄
略段の大御歌に、夜麻能賀比爾とあり、山之峡になり
具は濁音なるを、雄略段の大御歌に、阿岐豆波夜具比とあり、蜻蛉

疾咋なり

氣ハ清音なるを、應神ノ段の大御歌に、宇多氣陀邇とあり、宴にて陀邇も辭なり

曽ハ清音なるを、上巻高比賣ノ命の御歌に多迦比古泥能迦微曽也とあり、神武ノ段伊須氣余理比賣の御歌に、加是布加牟登曽とあり、風吹むとぞ也、宇遲能和紀郎子の御歌に、伊岐良受曽久流とあり、不伐ぞ來るにて伊ハ發語也、允恭ノ段輕ノ太子の御歌に、登理母都加比曽とあり、鳥も使ぞ也、雄畧ノ段の大御歌に、多礼曽意冨麻幣爾とあり、誰ぞ大前になり

多ハ清音なるを、應神ノ段に本牟多能比能美古とあり、品陀ノ之日ノ御子也、仁徳ノ段に那美多具麻志母とあり、涙含しも也、安康ノ段に久多綿之蚊屋野とあり

知ハ清音なるを、應神ノ段に、阿具知能三腹郎女とあり、淡路之三原ノ郎女にて、具ノ宇ハ波の誤なり

○

智ハ清音なるを、上巻に須比智邇ノ神、又垂仁ノ段に、本牟智和氣ノ御子とあり

豆ハ濁音なるを、允恭ノ段輕ノ太子の御歌に、夜麻陀袁豆久理とあり、山田を作り也、雄略ノ段に、號其野謂阿岐豆野也とあり、此豆を濁るるハ非なり、孝安天皇の宮号を、秋津嶋宮と云るも、蜻蛉によるる名なり、万葉に秋津羽とあるも、惣て清てよむべし、繼體ノ段に、阿豆ノ王とあるを、紀に厚ノ皇子に作れり

豆ハ清音なるを、雄略ノ段の大御歌に、蘓豆岐蘓那布とあり、袖着具なり、万葉にハ此仮名、清濁を分ざれど、袖ハ濁音なる事論なし

登ハ清音なるを、倭建ノ命薨去ノ段に、波麻都知登理と有、濱津千鳥也

杼ハ濁音なるを、允恭ノ段輕ノ大郎女の御歌に、阿加斯豆杼冨礼とあり、明して通れ也

波ハ清音なるを、仁徳ノ段、速總別ノ王の御歌に、伊毛登能煩礼波とあり、妹と登者也、允恭ノ段輕ノ太子の御歌に、久爾袁母斯怒波米とあり、

國をも將偲なり
婆ハ濁音なるを、上巻沼河日賣の御歌に、伊麻許曾婆とあり、今社者之、八千矛神の御歌に、許礼婆布佐波受とあり、是者不應なり、允恭段、輕太子の御歌に、許存許曾婆とあり、容社者なり
比ハ清音なるを、景行段に、酒部之阿比古とあり、阿比古ハ尸にて、我孫なり
毘ハ濁音なるを、倭建命の御歌に、佐和多流久毘とあり、渡る杙にて佐は發語之
如此抄出つる仮名ども、何れも其字の本音のまゝによりてハ、義理を誤るべし、是例外の例と云ふものなり

○

記中に古音を以て、書なる字往々あり、其一二を云ば、須佐之男命御荒備條に、不治所事依之國而哭伊佐知流とある、知字ハツの古音以て書たれバ、イサツルとよむべし、又天若日子段に、阿遲志貴高日子根神とある志字も、スの古音以て書たり、紀に味耜高彦根神に作れり、御天降段に、登由宇氣神とある由字も、ヨの古音以て書たり、又猿田毘古神段に、底度久御魂とあり、穂々手見命の大御歌に、加毛度久斯麻爾とある度字も、ツの古音以て書たり、上ハ底漬御魂、次ハ鴨着嶋とよむべし、このこと凡例記中に多くあり、其所々に准おもふが如し

○

凡て何物にまれ、目に見ぬまれ、耳に聞ぬまれ、誰もよく知りつるものをバ、出所の書名を略つ、志るるに二傳をもとめ、譬へバ國名を注とても、伊勢ハ和名抄に以世とあり、鮹ハ字鏡に太古とあり、などと云るハ、委に過て却てうるさし、故此標注ハ、いはでなしむ限ハ殘しつゝ、省略を要とすれバなり
此書ハ明治七年冬のなかバ月影も晦極つる頃書はじめ翌る年の冬のはじめ月の圓なる夜に書きをへつ

古事記標注上巻之上

敷田年治謹注

天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神 訓高下天云阿麻、下效此

〇天地云々、天を開見の略轉なるべし、開見とハ、打開たる空の見ゆるを、おのづから天とハ、呼なせり、扨開をアとのミ畧キ云へるハ、祝詞をホグラと云ヒ、頭髻をタブサと云へる例也、又開見のミを、メニ轉し云へる例ハ、寢見を夢、跡見をアトメと云へるが如し、此天を葦萌の切或ハ青見の切なども云へるハ、反切の例を志らざる僻説なり、地ハ積土の畧にて、ミを略けるハ、弓懸を弽、網引をアビキ、と云へるが如し、土の原語ハ土にて、土方などゝ云へる土も、濕たる土、と云義也、されバ、土を積て地となり、遂に土も地も、惣てツチとハ云へり、中庸に、今夫地ハ一撮土之多、及其廣厚、載華嶽而不重と、あるを思ふべし、然ルニ積土の畧ハ、都遲と、濁ルべき格なれど、鼻聲に障られて、おのづから、清音に、呼居る、是亦例なり〇高天原ハ、天津神の、坐す國にて、即チ天を云へり、天とハ、此大空の上に在る、天津御国なり、其ハ遠ク離りて、目に見えざれバ、虚空をも、天と兼云へり、爰に於高天原成ルとあれバ素より高天原の、何くなるし如、聞ゆれど、然らず、

此神達の、成坐し處を、仮に高天原、とハ云るべく、名義高も、天も字の如し、原ハ廣き意にて、此国より、名着たる称なり、と聞ゆれど、天にても、同名を用ひし事、次々に見えたり、或人問ふ、天、とハ、幾ら許なりの、廣さにて、如何なる国形ならむ、答ふ傳へにも、まだ微細ハ知りがたけれど、大地球の外を、周れる世界にて、幾億万里に、廣りつらむ、其極ミを知るべき、限りにあらず、又問ふ、天之御中主神、生坐ざりし前に、国なくして、何地に生り給ひけむ、又其天をバ、いかなる業にて、作り給ひしぞ答ふ、空中も、水中も、神の掌坐る、御殿なれバ、空にして、墜給はず、水にして、沈ミ給はず、甚も奇く、靈き神業なるを、人事の上より、推量り奉らむハ、愚なりと、云ふべし、且ツ天を作り給ひしえ、神の御心より、成給ひて、其理りハ人智の及ぶべき、所にあらず世降るに随ひ、儒佛の道、行はれ、自然神威を、畏奉る心も、薄く成ゆく、靈妙の御所為も、大方は、隠ろひ、唯有るべき限りを、守り給ふる世になり、天武天皇、白鳳十二年、十月ノ紀に、伊豆国西北に當り、三百餘丈の、新嶋を作り給ひ、仁明天皇、承和七年九月ノ紀に、同国海濱に、數百丈の、神院數十宇を、造り給ひ、其美麗名づけがたきよし、国史に顯然、猶定りたる、神業とハ云へど、人ノ上にも、甚奇しき事あり、天の益人と、生出る兒を見よ、何一ツも、足らぬ所なく、六根成り整つり、是をいかにする、小刀を用ひしぞ、幾か一滴の精液を、種として、十月に足らずして、聲を發して顯はれつ、是ハ人の為る業にハあれど、人力より出來るものにあらず、神慮の測りがたきを知りて、天を作り、地を産給ふ、神理の不可思議を、曉りぬべし、是ハ皇国の、古傳を疑ふ人の、ために云ふ

のミ○成神ハ、生坐る神々、生とハおのづから、生出給ふを云、扨神を加微、と云るは、畏しの力にて、恐るべき意く、微は君臣民の、ミにおなじ物を身に受て掌る意なれバ、御にも通へり、如此尊き限りを、加微と申すよりして、上守等にも、轉じ云へり○天之御中主神、天ハ坐ます国に、依りたる称なるを、後にハ称へ名に、申す事とハなれりき、御も中も、尊称にて、主は天地を、主宰ませるゆゑ、御中之主の切く○訓注に、天ノ字を阿麻と記せるハ、高天原を、タカマノハラ、と訓ねどきこゆめなり、天はアメと云ふが、本語なるを、天云々と、云へる事の多かるより、轉躰言となりて、天之云々、天津云々と助辭を加へても、アマと云へるやうなれり、木實木葉も此例く○高御産巣日神、高も御も尊称く、扨物のおのづから生るをムスと云ひ、皆の生、木ノ實を生ぶ、などと云へる如く、此神等、萬物を産育給ふゆゑ、結ひ結とハ称せり、拾遺集に、君見れば、むすぶの神ぞうらめしむ、つれなき人を何作りけむ、詞花集に心はへ、むすぶの神や、つくるらし、とくるかしたも、見えぬ君かな、となり、ムスブと轉じ云へるを思ふに、産巣日は、借字にて、結びなる事を知るべし○神産巣日神の、神ハ

次高御産巣日神、次神産巣日神、此三柱神者、並獨神成坐而、(治)隠身也

尊称く、神の下に、御を省かるゝは同言の累なるが、略かれたるゝ、記中に此神を御祖神と記せり、大方の例を思ふに、御祖も、女祖の轉なれば、女神に坐ませるなむ、古語拾遺に、高皇産靈神を、皇親神留伎命と称し、神皇産靈神を皇親神留彌命と称せり、漏岐、漏美も、男女二柱に渉る称にて、式に出雲国、出雲郡神魂意保刀自神社、神魂伊豆乃賣神社とあるも、此神産巣日神なるべくおもほゆれば、女神に坐ること、更に疑ひなきをや、如斯て、神祇官に並祭る中、古の神を初に、記せるは、次第を錯せるにて、搬由あることなり、考ふべきなり○三柱は、男神二柱、女神一柱く、扨神の御上を、數奉るを、幾柱と称せるも、神は天地を作り守り給ひて、天地の柱と、あり給ふゆゑ、天も傾かず、地も覆らず、譬へば人家の、屋根も床も、動き頽れざるも柱以て支たるに、等しければ、一柱二柱、など申せるを、貴き人のうへにも、云及ぼせるも、神に准へたるなり○獨神は、父母神坐ずして、生坐給ふを云ふ、但宇比地邇神、以下獨神てふなるの、あきを思へるに、女男偶坐ざるを云ふめり、かゝれども、神産巣日神をは、男神と、誤り傳へたるなるべし○隱身、釋紀に引る、大倭本紀に、換て隱身の上に、治字を補ひつ、次なるもおなじ、隱身とは、幽事にて、九天地の間に、行はるれ、水旱疾疫の、變をもじめ、世に在りとある、善事禍事は、一人の上より、国家の興廢に、至るまで、惣て目に見えず、人力の及ばざる限りを、隱身と云て、この神等の治たまへるなり

次國稚、如浮脂而、久羅下那洲、多陀用幣琉之時、琉字以上十字以音 如葦牙、因萌騰之物而、成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神 此神名以音

○国稚云々、国は古の大地を云ふ、物の始めを、稚と云ふも常く、浮脂は、其状脂の、水に浮たるが、如しとく○久羅下那洲は、海月にて、次に係る枕詞く、是も海中に在りて、其状曇り夜の月を見るが如く、波に漂ふとのゆゑ、海月を當たり、那洲は、似の轉にて、如く○多陀用幣流は、浮漂にて、国とあるべきもの、水上に浮べるく、按に、此時未だ国なれば、海水もいまだ理なし、と思へど、次に滴落之鹽とも、紀に滄溟とも、あれば、海水のみは、ありしく○加葦牙、紀に、可美葦牙彦舅尊、とあるを、此記に照して、葦牙を、アシカビとは、訓えたり、是は角ぐみたる、葦芽なるを其を葦加備とは云へり、是も次に係る枕詞のやうり、聞ゆれど、紀の一書に、生一物、状如葦牙、とあれば、萌騰るものに、譬たるく○萌騰之物の、萌は借字にて燃なり、扨燃上る物とは、中天を旋り坐す、天津日の、大神を申しゝと聞ゆ、其も三神の靈徳、一物と凝成りて、世界を照臨給ふにおそ紀の一書に、天鏡尊と、申ぞ即日神にもはしくゝむ、是は甚じき論ひあり、御禊段、天照大御神、所成とある處に、委く注づし、若御禊の時まで、天津日は、おもせざりしとなれば、天柱を巡り給ふ、紀の一書に、定時

日、と傳へ、火神を生給ふ、時の事を、祝詞式に、夜七夜晝七日、と傳へ、黄泉ノ段に、一日に千五人云々、とあるハ、何の日を指るむ、總て古學ハ、古傳と事實とを、離きてハ、古へを知る事ハ、難きものぞ○宇麻志阿斯訶備比古遅神、紀に可美葦牙彦舅、に作り、阿斯訶備ハ、如葦牙、とあるを、御名に負奉まり、遅ハ父にて、親む詞也

○天之常立神、天ハ天之御中主の、天におなじ、常ハ常所なるべし、万葉八に、今毛鳴奴山之常影爾、同九に、散乱而在、此河常鳴、とあるを思ふに、原語は、常にて、是を常と云るハ、常所ある事を知べし、然バ天を常所として、坐給ふなり、立とは、其位に備なり給ふを云、榮花さはぐ巻に、みかど、東宮たたせ、おひぬきハ云々、梅壺の女御、后に立せ給ふ、等ある、立におなじ、記傳に常ハ底に、おなじ、底とハ上下四方、至り極める、所を云と、説るハ、姓氏録に天底立命、とあるに思ひよりたる也、此説もわろし、抑此二神ハ萌騰る物に因て、成ませりとあり、因とハ、然上る日の、御靈の幸に、因りて生出させ給へる也、隠身の上に、治ノ字を補るは、上に云るが如し○上件ハ、上ノ行にあり谷川氏は、

次天之常立神、訓常云登許、訓立云多知、此二柱神亦、獨神成坐而、（治）隱身也

上件、五柱神者、別天神

下の義と云へり○別天神ハ、天上にして、成り給ふ神ハ、皆天ッ神に、おはします物くし、右の五柱の、神ハしも、殊に御徳も、勝れ給へれバ、天ッ神の中にても、別くと古へより、傳へ來し也○

次成神名、國之常立神、訓常立亦如上、次豊雲上野神、此二柱神亦、獨神成坐而、（治）隱身也

国之常立神ハ、此国の成るべきを、幸ひ給ふ也、名に国之と称せり、名義ハ、天之常立神に、おなじ○豊雲野神、豊ハ美称也、雲ハ組に、おなじ、国とあるべき緩を、含む意にて、紀に豊組野尊に作れり、野ハ主の畧也、紀に豊国主尊とあるを見るべし、雲ノ下に、上ノ字を注せるハ、去聲によめと也、譬バ蜘と云へバ、去聲なり、唯常に雲と云如く、云へとあり、記中の音注付るも同じ

○宇比地邇神、紀に泥土、此云于毗尼、とあり、是ハ泥土の意を以て、書たりと見ゆれど、浮

次成神名、宇比地邇上神、次妹須比智邇去神、此二神名以音、次角杙神、次妹活杙神二柱

土の略なるべし、土も濕土にて濕たる土を云へる事、上に注せり、此二神ハ、大地の堅固まる事に、神德の坐します也、御名に負奉れり、還も兄妹の、兄妹まて、上代ハ、男女に渉り、親ミ云し語ぞ、此神等の、一名を、紀に埿土根尊、沙土根尊ともあるを見るべし、通ハ下の上ノ字を、上に云り○妹も女弟にあらで、男より女へ對云へる古称なる事、記傳に具へたり○須比智邇神、紀に沙土此云須毗尼と有り、砂と土との意以て、書なりと見ゆ、按に上の埿土に、對へて沈土なるべし、和玉篇に、下ノ字をスソとも、ソコとも、注せり、衣の裾も、下衣なれバ、下も、沈も語の起處ハ、同義なり、和訓栞二編に、沙土ハ、浮埿に對し、泥埿の義、と云へて、通ハ下の去ノ字、去聲によめとぞ、須比とよミ切りて、智邇神と、續々よめむ、おのづからに、去聲とハなりぬ、猶上の上聲の注を、併見るべし○角杙神、角ハ神威の長きを云へ、姓氏録に角凝命、式に遠江国、濱名郡角避比古神社、出雲国神門郡、角魂神社、舊事紀に、角屋姫ノ命、日本紀略に角振神、など角の意も、おなじかるべし、今按に角ある獸も、角なき獸の群の如きのにて、即チ人にして、劒戟を持たるが如し、是神名の本著く處ぞ、杙も物の締りと、なるものなれバ、国土を堅固給ふに、御功の坐せるなるべし、かゝれバ、杙ハ正字ぞ、紀に角樴に作れり、記傳に此杙を借字として、クモクミに通ふと云へるハ非なり、万行より、波行の濁音にハ、轉れども、彼行の清音に、轉れる例なきをや○活杙神、活ハ死に對へたる、美称にて、神名に例おほし

次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、此二神ノ名亦以レ音 次淤母陀琉神、次妹阿夜上訶志古泥神、此二神ノ名皆以レ音 次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神 此二神ノ名亦以レ音如レ上

○意富斗能地神、意富ハ大にて、称名ぞ、斗能ハ殿にて、此神等、家造に御功の、依せるなるべし、紀に大戸摩彦尊、大戸摩姫尊、ともあり、戸摩ハ苫にて、家作に、用る物なれバ、同義ぞ、地も比古遅の、遅におなじく、尊称ぞ○大斗乃辨神、大も字の如く、尊称なり、但此二神ノ名、以音と注せも意富なりしうなるべし、斗乃ハ上の如し、辨ハ女の轉ぞ○淤母陀琉神、紀に面足尊、と作る、文字に泥ミ、記傳に面の足とゝのひより、面を云へバ、手足其外も、おもなりと云へり其も此神に至るまで面目ハ更ぞ、御手足もなく、譬へバ生海鼠を、見るが如キの、御形なりしと、云へる說に聞匠たり、尤可畏、甚じき强說なるも、史傳の始に、神の御形ハ、陰莖の狀ありし、と云へる妄說を、吐出つるも、是らの說に、本著たるにや、此御代より、徃方の神等の、御上を御名に據外も、思よる可くもあらねど、高御産巣日ノ神たち、も

しも、千五百座の、御子さへ坐て、自指間、漏墮してハ、古事も傳らまくぞ、其餘の神等も、同状に坐けむを、推量奉るべし、往年橘守部、と云る癡もの、何とかや云ふ、書を作り神代の古傳を、何かぬ状に説廣し、其他の人ども、猶この僻説の尠からざれを思へバ、茲にも右にも、古を知るハ、難業になむ有りける、年治按に、此件御妹夫二柱づゝ、成坐しに、何もおなじ様の、御名なるを、此二神のみ、懸離たる御名を、負せ奉るべき理なし、假令稱こそ異なりとも、御所為ハ、おなじかるざるべからず、故おもふに、淤母とハ、重にて、禮敬を云へり、如此云ぞ、禮為重と、云る漢語に、諂へるやうに、聞ゆめれど、然にハあらぬぞ、上代より、禮容ハ甚々重きものにして、其と訝擧せしハ、聞ねど、古書のうへにて、古代の状を見るべし、かくて禮をオモ、と云る、確證どもを云ぞ、源氏朝貞に、斯のつまりにも、礼なく無様なる業なれ、同玉葛に、右近の、めしいづれバ、礼正しくおはせむ、同螢に、其人の、ゐちひよると見えたるも、うひ何り、礼たゞしうし、竹取物語に、礼なきことをぞ、愧をすつるとハ云ひける、取替ぞや物語に、すこし礼なき行ひや、かれく淺うぞ、けしいらへ給へる、十訓抄に、すべて人の振舞ハ、礼ならむに、言葉まくなまか云々、此外引に違あらず、按に此御代に至り、大方の礼容ハ、足らひたりと云を、御名に負奉まゝく○阿夜訶志古泥神、阿夜ハ、アナも、アヽも、同義にて、善にも惡にも、言出る、歎息の聲なり、訶志古ハ、恐懼にて、紀に惶根に作まり、即正字にて、礼敬の根元なれ、此二神、礼實に御功を、なし給ひし事、御名に著し給へ、

泥も姉と云る、愛この詞ぞ歟、以上の神等ハ、天上に坐て、御徳ハ天地の間を光ひ給へり○伊邪那岐神、伊邪那ハ、書紀口決に、誘語とあるに、従ふべし、此二神が、の事も物も、誘催し給ひしゆゑ、御名に負奉まり、岐ハ君にて、忍熊王の御歌に、伊耆阿藝、とあるにおなじ、阿藝ハ我君ぞ、扨此神名を、紀に伊奘諾に、作まりしぞ、心得ね、諾ハ入聲ナキの、清音なるを、ナギの濁音に、當たるも理なし、此御名ハ、素より清音によむべきか、と思へど、丹後風土記に、伊射奈藝命に作り、沫那藝、頬那藝等の、例もあれバ、濁音なる事疑ひなし、然に世々の學者たち、是を等閑に見しハ、如何○伊邪那美神、美ハ女の轉ぞ、名義上におなじ、紀に伊弉冊に作まりを、冊ぞと思ひやはりけむ、記傳に冉字に、改め、史傳も、是に從へるハ、精からず是ハ冊字なるを、畧冊と書る事ぞよ

○神世七代とハ、神代にても、殊に部き、御徳坐ませるゆゑ、別て七代とハ稱せるぞ、稱史小説に、天神七代、と云るも非ぞ、次に坐ス天照大御神ハ天神にも、坐まさずや

上件、自國之常立神、以下伊邪那美神以前、并稱神世七代、上二柱獨神、各云一代、次雙十神、各合二神、云一代也

於是、天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也

○天神諸ハ、淤母陀流神、以上の群神を申す、諸ハ、天神ニ引續ぐて、よむべし、續紀の宣命ニ、汝多知諸者、とあり、此語の義ハ、天神モ、天神モと云フモニ、口を加へて、上の天ッ神を、一ッ省きたるにて、御民諸、御子等諸、などゝ準へて知るべし、然るニモロくてふ語、出來て後も、上ニ置て、諸神などゝ云ひ、言ともなりき○命以ハ、御言以てなり○伊邪那岐命、上ニハ神とあり、何れもおなじ、扨命ハ御言ニ當りたるを、借りて書るなり、名義ハ、日本紀私記ニ、美許登、如言御事、とあり、俗ニ其御方と云ふニおなじ、紀ニハ至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等、と古注あり○修理固成ハ、浮脂の如く、漂へる物を、潮と土とニ、分て、国形ニ修理、大地ニ固め成よと、宣給へる、功しき大詔なり、是ハ一地球と、成るべきものゝ、始めなりし也、諸説心着かるを、聞かず○詔を、ノリゴチと、記傳ニよめるニ従ふ、御言を宣てふなりニて、宣おたむ、宣おちと活用、○天沼矛、天ハ天上より、持降り給ふゆゑ、名づく、沼ハ借字ニて、紀ニ瓊ニ作り、瓊の訓注あり、即玉もて飾れりと見ゆ、古語ニ、玉矛と云るが是也○言依ハ、事を寄せ任給ふニて、事依の延たる語なり

故二柱神、立訓立云多多志天浮橋而、指下其沼矛以、畫者、鹽許袁呂許袁呂邇、此七字以音畫鳴訓鳴云那志而、引上時、自其矛末、垂落之鹽、累積成嶋、是淤能碁呂嶋自淤以下四字以音

○天浮橋ハ、空ニ浮て、架れる橋なり、大古ハこのごと橋より、昇り降りし給ひしも丹後風土記、播磨風土記等ニ見えたり○立シハ、立の延語く○指下其沼矛以畫云々畫え借字ニて、搔く、按ニ此件ハ、大地を修理固め給むとして地球と云る物の、成初べきもの、傳たる、記中の大眼目たる處ニ、注者ども心着ずて、唯矛ノ鋒以て、海中を搔探り給ひしと、事もなげニ、見過めるおほき、おぼつかなかれ、上ニ是漂へる国を、修理固め成せと、宣給ひて、沼矛を授け給ふハ、甚も尊き、御依ニて、其矛以て、搔き成し給ふはゞニく、潮と土と、二ッニ分きて、土ハ一圓ニ、地球と成し給ひ、其土より、漉たるもの、甘きをバ、土ニ含しめ、辛きをバ、大地の上方ニ、漂さしめ、水と

なし、潮となして、造り成し給ひし状は、譬へバ鎔鑄以て、物を鑄作るに、似たりけむ、顯宗紀に、鎔造天地、と宣り給へり、然るに其の矛を以て、掻成し給へるも、忽に大地となりつるハ、如何なる由ぞと云ふに、其は二神の成し給ふ、大御業にて、深き遠き、神理あるなれ、懸ても知るべき、業にあらず、いとも奇しく靈きハ、神の御所為になん有りける、綾にくしく妙なるハ、神の御心にぞ、ありける、究たへと、究こうしま○許袁呂ハ、凝脂の如きもの漸々に凝つる状なり○畫嶋ハ、掻成の借字なり、祝詞式に、泥畫寄豆、とある、畫もおなじ○塩落ハ醸垂なり○淤能碁呂嶋ハ、私記に自凝之嶋也、とあり、是ハ淡路国に属たる小嶋にて、私記に西南ノ角に在りと云ひ、口決に西北ノ隅に在りと云へり、世に磤馭盧嶋の記、と云る書ありて、此嶋を淡路洲の西北の隅に在る、胞嶋なりと記せり、年治云、胞嶋とハ淡路の直北に當る、繪嶋を云ふなら、紀に以磤馭盧嶋為胞とあれバ、此説も捨がたし、猶土人に問ふべし、抑嶋ハ或人の説に、締りくと云へり、海中に在れバ、譬へば濕地に、杙打て頼きざらしむるが如く、大地の堅めと、云ふ意なるべし、抑嶋ハ大も、小も、海上に浮びたる、ものにあらぬぞ、幾千尋の、深海なりむとも大地に接りて、地膧にて、上に顯れたる嶋とハ云ふなれ、このまだ、大地を作り給はずて八嶋の出來つき、理りなきをや、故に上に注し説を、立返り能く味ふべし、猶下にも云ふべし

○天降、万葉ニ
に、行宮尓安母

於其嶋、天降坐而、見立天之御柱、

理座而、とあり天下の切り之○天之御柱の、天も天上にて、行はるゝ、礼を、移し給へるなれ、天とハ云へり、御も真におなじ、柱ハ家作りのこに、云ふにあらず、神事に物するを、齋柱と云ひ、伊伎嶋の、一名を、天ノ比登都柱と云ひ神の御名にも、例あり、是は

見立八尋殿、於是問其妹、伊邪那美命、曰汝身者、如何成、答曰吾身者、成成不成合處、一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成成而、成餘處一處在、故以此吾身、成餘處、刺塞汝身不成合處而、為生成國土、奈何、訓生云宇牟下效此伊邪那美命、答曰然善

此柱を廻りて、婚姻の大礼を、行ふときめに、立し柱ゝ、然るを八尋殿の柱ゝと思ふめるは非く、紀に八、八尋殿を立て、後に天柱を竪、と傳たり、又是を、心ノ御柱、或ハ大極

柱、なども云へるも、殊に拙く言痛し○見立の見も作り治め給ふ意なり、万葉に見賜ひ、又見為明米の、見におなじ、紀に化作、又化竪とあるも、當時未竹木も、なかりければ、神の威靈にて、自然化なり、と云ふ意なるべし○八尋殿の、八も數の多きを云ふ、即彌之尋八手を、左右に伸たる狀を云て、丈にあたれり、八尋矛、千尋の海の、尋もおなじ、殿ハ谷川氏が、戸名の轉と云り考べし、○汝も愛む詞也、古今集に、時鳥汝がなく里の、あまたあれバ、ともあり、後に汝と云ふ、吾を我と、云ふにおなじ、汝ハ汝御身の轉也○如何成ハ、大御身の、御形狀を、問給ふなり○成成云々、成餘云々、不成合云々、按に是ハ、男女の根本にて、生とし生るもの、此道によらざるものなきを、二大神に至るまで、真に交道をバ、知給はざりし狀に、諸注者の説なせるハ、いかにぞや、此大地球をさへ、修理固め給ふ、神にいませども、大聖にまして、男女の分をも、知食ざりし、理あらめや、是ハ未知給はぬ狀に、告交し給ふも、婚姻の大礼なるべし、或人間、古の大礼ハ、二神の始給へるか、答ふ傳へなけれバ、知がたけれど、天上の大御風を、傳へ給つる、にもあるべし、又問是より以前、天上にして、交道もありしか、答是も傳へなけれバ知難けれど、天津神天上に、坐給ひし程、幾万歳を經たりけむ、知るべからず、かゝる間、古の道の行なはれざりし、理なきを思へ、紀の一書に、不知其術、時有鶺鴒飛來揺其首尾とあるを思ふに、二大神にも、實に未交通をハ、知食ざりしと見ゆ、是ハおしなべての、警戒にて、男女とも、婚礼の期に至るまでハ、必婚犯まじき、神代の大御法なるを

や○然者、シカも然の延語なれば、本語によむべし○御柱を迴給ふも婚礼の舊式なり

爾伊邪那岐命、詔然者吾與汝、行迴逢是天之御柱而、為美斗能麻具波比此七字以音

○美斗能麻具波比の、美ハ真にて、斗ハ門なるべければ、陰門を云めり、神武紀に、蜻蛉之臀呫とある、臀ハ和名抄に、之利とも、井佐良比とも注し、字義に就ての訓も、然るなれど、トナメとも、門呫なるべし、陰をホトとよめる、トも八上比賣の處に、美刀、阿多波志都、とあるも、皆同義也とおぼし、麻具波比も、交合の事なるべし、字鏡集、類聚名義抄等に、婚字を、マクと注せり今昔物語十四に、法師一人ノ女ヲ見テ云々、女ノ背ニ付テ、衣ヲ褰ケ、婚ク、同十六に汝ハ此レ我カ妻ヲ、婚トスル、盗人法師也、播磨風土記に、舂米女等陰、陪從婚断故云陰絶田、万葉廿に、若草能、都麻乎母麻可受、安良多麻能、月日餘美都々、とあるハ、妻をも婚ず也、西国の方言に、男色を尻ヲ、マクと云り、しかれバ、麻具波比ハ、婚機の畧くと知べし、因云男根を、マラと云ふハ、婚柄なり
○云期ハ、云契るゝ契とハ、

如此云期、乃詔汝者自右迴逢、我

者自左迴逢、約竟以迴時、伊邪那美命、先言阿那邇夜志愛上袁登古袁、此十字以音下效此後伊邪那岐命、言阿那邇夜志愛上袁登賣袁

握るの轉略にて、第四音より、第二音に轉る、屁も、目見ると、同格にテへメも、第四位の音、十ヒミも、第二位の音なるを、了解すべし、上代の約束ハ、共に手を握あしと見ゆ、紀に握陽神之手、遂為夫婦、とあり○右を、ミギリと、云る例ハ、新勅撰集に、うしと思ふ物から、ぬ彩く袖のうらむだりときまも、波や立らむ○自左云々、九ッ日月を南に望む国々も、左を尊むべき、是天地自然の神理なれバ、令按に、南面きれバ、左ハ東に當きり、東も本にして、西も末之、外蕃ハ本を尊むも、正理をまもて左道左近など、左を卑め賤し、遂に其を真似び、養老三年に至り、右襟の令を下し給ひしも、末代の遺憾、其起處も、左杜など云る、漢轉りに惑もきよなく○阿那邇夜志愛袁登古遠の、阿那ハ、阿とも、阿々とも、阿夜とも云て、歎息の聲之、邇ハ宇比地邇の、邇におなじく、親む詞之、夜志も、誰やし、愛やハ、などにおなじく、添へたるか、辞にて、愛袁登古ハ、吉男なり、終の袁ハ、歎息の辞之、是をヨの意に見てハ、語勢

各言竟之後、告其妹曰、女人先言不良、雖然、久美度邇此四字以音興而、生子水蛭子、此子者、入葦船而、流去、次生淡嶋、是亦不入子之例

を失ふべし○不良も、八千矛神の、御歌に、許禮婆、布佐波受、とあり、此語源氏に志たく見ゑて、應し、應もぬと、やうに聞ゆ、扱女人先言を、誠め給ふも、万代の鑑とすべし、外夷にも、牝雞長舌等の戒めあり、慎むべし○雖然も、俗にサウデハ、有ドと云意にて、不良を受て、交合したまふく○久美度ハ、籠所之、と云る、舊説よろし、拾遺集に、怒り猪の、石をくいそて、とおるも、口谷なるを以て、久美の意を解つし○興而も、於の延語にて、闢而を、キコシテ、といふにおなじ○水蛭子ハ、借字なり、紀に雖已三歳、脚猶不立とあり、脚何りとせバ、水蟲の蛭とハ、聞ゑず、甲斐国なる、坂名井聰翁の説に、不具におもせずハ、大日孁貴命の、御妹日女命に、大てなる語を、讓り給へりと、云るも一説なり、記傳に、蛭なきバ、悪ミまして、流去と云へり○葦船ハ、葦を編みて、作りたる船を云○淡嶋も、万葉に、ちバく見ゑて、淡路の西北にある小嶋なり、記傳に、淡め悪ミ給ひし故に、名づくと云り、其も小嶋なるゆゑに、淡め給しなるらむ

○所生ハ、生て在るを云ふ、生しハ、存亡に拘らず、唯生しを云ふ、此差別心得おくべきこと○布斗麻邇の、布斗ハ、卜事の本名にて、下に布刀詔戸言とある布刀も、おなじ、亀兆傳に、卜神を大祝詞命と称せり、外国に、此卜をものし志人を、伏義と云る伏も、卜に擬りたる名之と

於是、二柱神議云、今吾所生之子、不良、猶宜白天神之御所、即共參上、請天神之命、爾天神之命以、布斗麻邇爾、（上此五字以音）卜相而詔之、因女先言而、不良、亦還降改言、故爾反降、更往廻其天之御柱、如先、於是伊邪那岐命、先言阿那邇夜志、愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命、言阿那邇夜志、愛袁登古袁

聞ゆ、然れども名義は思ひえず、紀に大占と書れたる大字は、御卜を尊みて、置たるのにあり、麻邇ハ、真似なりと聞ゆ、其は骨を灼て、卜問とき、兆に似つかはしく著はるゝを、真似とは云ふらむ、猶思ふに、真名、仮名の、名も麻邇の、邇より轉れるにハあらざるか、然れど、古文字は、兆を見て製初めむ、其は国字考に、委く論り○卜相の卜は、心あり、相は合の略く、ウラヘとハ、兆にあらはれたるを、合はするなると云ふべき語の、一格く、是を卜合せの切りと云るは、反切の例に叶はず、猶石屋戸段に注べし○淡道は、阿波国へ、行く道くと、云へる説もあれど、其は津国より行くになーして、設けたる説あり、舊事紀に、意所不快故、日淡道洲、即謂吾恥也とあり、古き傳なるべし○穗ハ狹別の

如此言竟而、御合生子淡道之穗之狹別嶋、（訓別云和氣下效此）次生伊豫之二名嶋、此嶋者、身一而有面四、毎面有名、故伊豫國、謂愛上比賣、（此三字以音下效此也）讚岐國、謂飯依比古、粟國、謂大宜都比賣、（此四字以音）土左國、

謂建依別

穂も初く、木に最技、相撲に最手など云へる、考へ併すべし、是は嶋を、生ますに初にあればく、狭も真に通ふ美称、別は我兄の切りにて、親詞く〇伊豫之二名嶋、伊豫も、中国九国を、西に受て、廣海岸の廻りたる、国なるゆゑ、先ツ此国を四国の、惣名の如称へり、名義は郡名の、黄涌りて一国の名となれるく、當国に伊豫郡あり、二名と云義は、下に云ふ〇身一而云々、嶋も、二大神の、御子にしあれば、人躰の如傳へたり〇愛比賣は、兄比賣なるべし〇讃岐名義詳ならず、是は次て清音に、よむべきを、常にも、濁音には呼ず、式に大和国、廣瀬郡讃岐神社あり、和名抄に、同郡散吉郷ありて、此地に坐せば、是亦清音によむべき、一證なり、三代實録、四十四に授大和国正六位上、散吉大武命神、散吉伊能城神並従五位下とあるは、讃岐神社を尋ぬべし〇飯依比古、飯は食物に御功ある、神にて、依は頼におなじく、親む詞く、式に同国、鵜足郡に、飯神社あり、是を同神に、説くるは非く、其も播磨風土記、揖保郡飯盛山條に、別神の證を傳へたり〇粟国は、阿波国く、粟のよく、熟るゆゑの名く〇大宜都比賣は大食津姫にて、食物に御功有る神く、猶下に同名の神坐せり〇土左国、和名抄に同国、土佐郡土佐郷あれバ、是より廣まりたる、名なるべし〇建依別惣て称へ名なり、故爰に伊豫、讃岐、粟、土左と、次第ては、あれども、讃岐より始め、伊豫を終によむ方、二名と云ふ義には、叶ふらむ、然も飯依比古と、大宜都比賣と、二柱を、一並とし、建依別と、愛比賣と、二柱を、一並とし、是を二並嶋と、見て理りよく通りぬ

次生隱伎之三子嶋、亦名天之忍許呂別（許呂二字以音）

〇隱岐之三子嶋の、隱岐は隱岐国にて、日本紀纂疏に、奥之義也と云り、出雲国の沖に在る国なればく、此国南北に、流れ、南に在るを、嶋前と云ひ北に在るを嶋後と云ひ、中に東西二嶋並び、實は四嶋に分れてはあれど、東より見ても、西より見ても、三嶋に見ゆる故に、三子嶋とは、云へるなく〇天之忍許呂別、天は阿麻乃と、よむべし、同国海部郡に、依りたる名くと、思ゆるもあるべし、忍は外宮儀式帳に、忍比（オスヒ）とも、よみきで、オシ、オスと、活用て、襲の本語なり、うちきで、物を押ふる意にて、勢ひある意を云ふ、然るに紀に、熊野忍隅命の一名を、大隅命とも、申を徴として、忍を大くと云へる、説は非く、忍をオホとも、オホキとも、よめる例なし、許呂は叱る古言にて、勢ひ奮ふ状の名なり

次生筑紫嶋、此嶋亦、身一而、有面四、毎面有名、故筑紫國、謂白日別、

〇筑紫嶋は九国を惣たる名く、元は筑前筑後に限れる名

なるを、古代より、此国に大宰を置て、西方の政を、總知しめ給ひし、其起原ハ、詳ならねど、

豐國、謂豐日別、肥國謂建日向日豐久士比泥別、自久至泥以音熊曾國、謂建日別曾字以音

既ク推古紀に、見えたれバ、府のある国を、惣名に、呼ひしなるべし、此嶋も、左も、豊前豊後、日向大隅、と東へ並ヒ連り、右ハ筑前筑後肥前、肥後、薩摩、と西へ並ヒ連なれど、伊豫の例によらバ、二名と云ふべき、理りなるに、然云ざりしを、思へバ、二名とハ、男女二神づゝ、二並ヒに、並ヒ坐ませる、故の名なるべし○筑紫国、万葉二十に、宇麻能都米都久志能佐伎、とありて、此記の上表に、馬蹄之所極、とあるに、おなじく、其も西方の、極たる處にある、国なれバ、筑紫とハ云ヒたるらむ、然れど筑後風土記に、有麁猛神、往來ノ人、半ハ生キ半ハ死ス、其數極テ多シ、因曰人命盡神云々、此外二説あれど、文長ければ畧ス、委ツしくは釋紀の述義に、引たり見るべし、式に筑前国、御笠郡筑紫神社と、あるハ、右に引たる、人命盡神に、坐せるべく、扨此国を、前後に分ケし時ハ、詳ならねど○白日別、物の鮮なるを、白と云ヒ、轉じて、シラと云り、何れも美称也○豊国、豊後風土記に、大足彦天皇、詔ニ豊国直等之祖、菟名手ニ云々、天之瑞物、地之豊草、汝之治国ハ、可レ謂ニ豊国一と、あり○豊日別、すべて美称也○肥国ハ、肥前肥後を云フ、名義ハ景行紀に見えたる、不知火の古傳を、記傳を始メ、諸書に引たれバ、爰に畧ス、扨肥前肥後ハ間に海ありて、肥後国ぞ、真の火国にて、肥前ハ筑紫に屬ケしならむの、説を立るハ非也、年治云ク、不知火も、肥前肥後の、間の海上、天草嶋を、中にして、今も七八月頃ハ、絶エず見えて、長崎へ越行ク道の、此方よりハ、殊によく見ゆるよし、彼處を火見村、と云ヒ山を火見山、と云へり此火の出る、左右に在る、国を火国と云へるも、海より起りたる、名にして、陸に因りたる、国名にあらざる、事を曉ルべし○建日向日云々、近年豊後国、府内の或家に、秘メ藏タる、宇波都書、と云へる、神代の古傳を、異文字に書キ綴りたる、數多の古書を、彼地なる、幸松實贇、辛クして、寫シ取り、明治三年六月、年治が宿まで、浪華の寓居を、尋來て、其實を見分てよと、請ひたる時、實贇によはしめ、已ニ打聽クに、此件に、日向国と、云ツ事狹まりて、其を書キ留めおかれば、甚悔し、然ルに平田氏、古史てふ書を、撰び此記の、一本によりて、火国謂ニ速日別、日向国を、謂ニ豊久士比泥別一、と記せるも、然サもあるべきこと也、然レども、姑ク本の儘に注スべし、建ハ雄々しき謂ヒ、日向ハ、朝日の刺てふ、称へ名、日も尊称、豊も美称、久士比も、記傳に奇靈と、云へるに從ふ、泥も、別も、親む詞也○熊曾の、熊も猛キ意、曾ハ和名抄に大隅国郡名、贈唹ハ曾於と、ある此地にて、国郡名二字に定メ給ひし時に、唹ノ字ハ加へたるなり、上代も、薩摩にかゝりて、曾ノ国と云ヒしをや○建日別、上に注へる如く、称へ名也○伊伎、和名抄に、壹岐ハ由岐と

次生ニ伊伎嶋一、亦名、謂ニ天比登都柱一、

注し、万葉十五に、由吉能之麻、とよみ、猶是彼例あるは、彼嶋の石田郡の南に當る海邊に、白砂の平地ありて、肥前より雪の積まる如く見なせる故に

自比至都以音訓天如天

次生津嶋、亦名、謂天之狹手依比賣、次生佐度嶋、次生大倭、豐秋津嶋、亦名、謂天御虛空、豐秋津根別、故因此八嶋先所生、謂大八嶋國

雪の白濱と云り、国名も、是より起まるなるべし、故に今も土人も、更にも云ず、肥前国人も、ユキと云て、壹岐とは云ず、然ど紀記をはじめ、伊伎と記せるを、思へば、古より通はし云となむ〇天比登都柱の、天も尊称にて、海中に獨立たるものなれ、一柱とは云り〇訓天如天、古の注にて、天の本語も、アメ、轉語もアマなる事を、曉るべし〇津嶋の、津は、船の泊る所を云、万葉十五に、毛母布祢乃波都流對馬とあり、對馬てふ字も、支那人、津嶋と云を、訛りて、對馬と書たる、字音なり〇天之狹手依比賣の、天も依も、上に注るが如し、狹手も借字にて、指出の畧なり、皇国の西、極にして、指出たる、国々と知べし〇佐度嶋、諸国名義考に、中川顯允が、離所の畧なるらむ、と云るよしを記せり、年治按に、義は然る事なれど、カを省けりと云ふは快からねど、避所の畧なるべし、キを畧は例々、此嶋に、亦名なきは、脱たるならむ〇大倭、豐秋津嶋、大倭は、神武天皇、大和国に都を敷初めまして後、御代毎に、大方此国に、坐ましゝものなれば、遂に大名に、云廣め、尊みて、大字を加へたり、豐は美称にて、秋津は同国、葛上郡の地名より、起れり、神武天皇、嗛間丘より、国形を御覽して、如蜻蛉之臀呫、と詔ひしよりぞ、地名とはなりけれ、此地に孝安天皇、百年餘り、都を敷坐て、秋津嶋宮と、名着給ひしものなれ、おのづから、廣く海内に、云及ぼせしなり、因云、我国号を、外夷より、倭又倭奴、など書初しを、我古書にも、専書效へるは、いかなる義なりけむ、書紀の纂疏に、舊説、吾邦之人、初入漢、漢人問曰、汝国名如何、答曰謂吾国耶、漢人即取吾字之和訓、命之曰倭、とあり、此説釋日本紀に、既見え、神皇正統記にも、見えたり、是は倭と云に、云と叶ひとして、作り出たる、妄説なれども、論にたらぬ僻説々、年治案に、外国にも、西海より通ひしは、云も更なるを、又東海よりも、普く通ひけむ、其も唐太嶋より、地脈滿州に續き、少の海を渡るのみにて、甚便なるものなれ、彼土人も、彼所より繁く、來往けむ、天平寶字六年に、立たる多賀城の碑にも、去靺鞨国界三千里、と里數をさへ、記せるにて、互に通路の便ありしを知べし、山海経に、蓋国在鉅燕南、倭北、倭屬燕、とある、倭は今の蝦夷嶋にて、其蝦夷を訛て、倭奴と書當たるを畧て、倭とのみも書き遂に皇国の惣名に云慣せしなりけむ、然例も、我国にもあり、崇神天皇の御代に韓国に、

属せし、加羅てふ地より、始て来朝せし人あり、其地名を以て、三韓をも、支那をも、カラと呼べるが如し、此倭ノ字ハ、西戎にて、普く書效へる也、彼レに便りよかりしゆゑにや、皇国にも、書來りしを、應しからず、おもほしけむ、天平九年、十二月に至り、改二大倭国一、為二大養徳国一と、詔出給ひしを、同十九年三月、ゆるく大倭国に、復し給へり、然れども倭ノ字の出る處に、心着たまひけむ、何時となく、和ノ字に改められけり、是ハ国郡郷ノ名、著二好字一とある和銅六年の格より、改まりしやう、誰も云へれど、其レより後も、暫クハ大倭と、書きしを、續紀に見えたり、如斯て、天明四年、二月廿三日、筑前国那珂郡、滋賀の海邊の、土中巨石の下より、漢委奴国王、と刻たる、黄金の印、方曲尺八分弱、厚二分五厘の物を、掘出たり、是を倭奴国の、據として、左に右に云へる説あれど、是ハ筑前国、怡土郡にて、私に漢に、使驛を通せしものゝ、彼レより受たまひし印ある事、疑ひなし、何まれに、倭ノ字ハ皇国に、應ず、和に改め給ひても、倭ノ字の音より、轉りたればバ、快からぬぞ、古へ學ひまる人、よく思ふべし○天御虚空豊秋津根別、神武紀に、饒速日命、乘二天ノ磐船一而、翔二行大虛一也、睨二是郷一而降之、故因目曰二虚見倭本国一、とあるより、枕詞となりて、万葉一に、天尓満倭乎、ともつゞけたり、うつまで、此亦名も、御虛空に、見しとてふ語を、含めるにて、秋津ハ上に注せり、餘も尊称之、扱上に見えたる、地名等ハ、後に名著たるが、多かるを、離にめぐりして、云へるハ常く、次あるもおなじ○還坐

然後、還坐之時、生二吉備兒嶋一、亦名

とハ、大八嶋国を、生終給ひて、又更に、還りめぐりて、生給ふを云○吉備兒嶋、吉備も後に、備前備中、備後と、三国に分置る、是ハ何ツの程に、分まりぞ、仁德紀に、吉備ノ中国、と見えたり、兒嶋ハ、和名

謂二建日方別一、次生二小豆嶋一、亦名、謂二大野手上比賣一、次生二大嶋一、亦名、謂二大多麻上流別一 自レ多至レ流以レ音 **次生二女嶋一、亦名、謂二天一根一** 訓レ天如レ天 **次生二知訶嶋一、亦名、謂二天之忍男一、次生二兩兒嶋一、亦名、謂二天兩屋一** 自二吉備ノ兒嶋一至二天兩屋ノ嶋一、并六嶋

抄に、備前国、兒嶋郡、兒嶋郷ありて、古之萬、と注せり、此地ハ、嶋の如く、南ノ方へ、東西に横たはり、地脉も、備中に接れり○建日方別の方ハ、堅にて、惣て称へ名也○小豆嶋、續紀卅八に、備前国兒嶋郡、小豆嶋、とあるを、後世も、讃岐国に屬き、字音に小豆嶋と云り○大野手比賣、大野も、正字ならべし、續紀卅八に、小豆嶋ニ所レ放官牛、有レ損二民産一、宜下遷二長嶋一、其小豆嶋者、住民耕作之上、とありて長嶋も近き所に在、嶋なるべし、兵部式に、長嶋馬牛牧、見えたり、かくて、小豆嶋も、古代も、一圓野なりし

女忌、亦名に見へり、手ハ借字にて、表面後面の面之〇大嶋ハ、周防国の郡名にて、同国東南の方に、離れたる嶋なり〇大多麻流別ハ、大回の延たるなり、万葉に回轉なども、タミと訓り、タムの、タマルと延たる、例ハ續紀卅一に、安む可きを安麻流倍伎、とあり、是ハ嶋の、大に回たる、状を名とせり、なほらバ、大多麻理と云べき格なれど、と云れども、地名、人名ハ、語格に拘はらざる例也〇女嶋ハ、豊後国目崎郡の、海中に在り、垂仁紀に姫社の神を、傳て曰、詣于難波、為比賣語曽社神、且至豊国、国前郡、復為比賣語曽社神、と有る此地にて、始肥前国に着給ひしなむ、同国基肄郡に、姫社郷あり、其より豊後、其より難波へ遷り、鎮給ひしなむ、其事風土記に、見えたり、猶此嶋の事ハ、姫嶋考に委し〇天一根ハ、天一柱におなじ、根ハ嶋根の根也、親しめる詞也〇知訶嶋ハ、和名抄に肥前国松浦郡、郷名値嘉知加、と注せる、此地にて、同国風土記に、此嶋雖遠、猶見如近、可謂近嶋とありて、諸書に屢見えたり〇天之忍男、の忍ハ、上の、忍許呂別に注せり〇両児嶋ハ、在所詳ならねど、記傳の追書に、筑前国遠賀郡の海中に、嶋郷と云處あり、其處に小島二ツあり、二島村と云ふ、長門の北の海中に、二生嶋とあるも、是を誤まり、両児嶋ハ是ならむ、と云々、是ハ大く文を略て引たり、猶考べし〇天両屋の屋ハ、上の柱におなじく、二嶋海中に立てるハ、家を立たる如しとあり、按に嶋にも、山にも、おのづから男女あり、万葉一に、高山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎とよめり、香山も女山にて、畝火山と、耳無山も、男山なりと傳たり、然も山毎に、男女ハあれるを、其隱れて、傳なきも、上の諸嶋に、男女あるを見て、大方のおもむきをも、知るべし

既生國竟、更生神、故生神名、大事忍男神、次生石土毘古神、訓石云伊波、亦毘古二字以音、下效此、次生石巣比賣神、次生大戸日別神、次生天之吹上男神、次生大屋毘古神、次生風木津別之忍男神、訓風云加邪、訓木以音

〇既生国竟ハ、上の十四嶋を、此にも国と云へり、此外伊豆の大嶋、肥後の天草嶋、陸奥の嶋を始め、猶多かるを、紀に處々の小嶋ハ、皆是潮沫凝成となり、小き嶋等ハ、然もあるべき、理なれど、皇国よりも大きなる嶋々も、潮沫の凝たりとも見えず、故思ふに、諸越を始め、西の国々、我東南の国々も、天津神の、御依の隨意二大神の、修理堅固成し給ひしむを、外国等にも、其傳へを失ひたる、国もあるべし、諸越ハ我祖国に近き故にやかつがつ我古傳を、片端傳へたり、其も淮南子、精神訓に古未有天地之時云々有二神混生

生経天營地、孔乎莫知其所終極、滔乎莫知其所止息、於是乃別為陰陽、離為八極、
とあるを見るべし、是ぞ彼国俾の、私意ハ如たれど、二神とハ、二柱ノ大神を申せり
○大事忍男神、大事も大功ふて、家作る業を云りと聞ゆ、先ッ国を生竟給ひてハ、
人の住べき事ふ、功しき神を生給つり、世乃中の、大事ハ、是ふ過たるもあらじ、
忍男ハ称名之○石土毘古神石土ハ字の如し、先ッ家作るふハ、石と土とを、築固
めて、柱の動くざるを、要とせり、祝詞式ふ、下津磐根ふ、宮柱太敷立、とある是なり
○石巣比賣神の、石巣も、石居なるべし、上代も石を以て、床とせし的證あり、石
長比賣ノ段、常石とあり下ふ注べし○大戸日別神、戸日も富の轉ふて、富とハ家
作る事ふ云り、播磨風土記、佐用郡中川里條ふ、苫編首等遠祖、大仲子云々、以苫
作屋、天皇勅云、此為国富、即賜姓、為苫編首、ゆと寶基本紀ふ、御杵處ふ、富物代、と
云事あり、御殿を作る事を、云へりと聞ゆ、扨富も苫を編て、葺もし壁ふもせる
事ふ、功しき神ふて、別ハ親む詞之○天之吹男神、吹ハ借字ふて、屋を葺ふ、功し
き神なり○大屋毘古神、下ふ同御名の、神坐せまど、此も別神ふて、家を作り始む
るより終る迄ふ、功ある神と、察せまバ、大屋ハ正字之○風木津別之忍男神の、
木もケとよむべし、景行紀の、豊前国ある、御木川の訓注ふ、木此云開、とある此
ハ、後世郡名とありて、上毛下毛と分置、和名抄ふ、上毛ハ加牟豆美也、下毛云々、筑
前風土記ふ、豊前国上膳縣ともあり、是ハ木と訓べき例之、同紀ふ、到筑後国御
木、とあるも、同国郡名とありて、和名抄ふ、三毛と記せり扨風木とハ、即知岐ふ

て、風を知と云るハ、東風疾風の風なり、上代柱を築立て其端の左右ふ出て、風
ふ當る故ふ、風木とハ云り、是ハ家を造終たる上を、幸ひ給ふ神之、扨以上七神
ふ、次の三神を合せ、記傳ふ、御禊ノ段、又大祓ノ詞ふ、見亞たる、神名等の混まて、爰ふ
入たりとて、大事忍男神を、事解之男ふ當て、石土毘古神、石巣比賣神を、上筒之
男ふ當て、大戸日別神を、大直毘ふ當て、天之吹男神を、氣吹戸主ふ當て、大屋毘
古神を、大綾津日ふ當て、風木津別之忍男神を、速佐須良比咩ふ當て、累はしく、
錯またりと、云しを、平田氏ハ、史傳ふ悉ノ削棄て、私意ふ御禊ノ段の、神等の更名ふ
して、加たり、究めてしき、業なりむや、此むうり、穢しき大神達を、己が眼の、届く
ざるふも、心着くで、筆ふ任せて、書消めるえ、いのある、誣心ども、年拾拙劣も、此
標注をとのせずむ、十柱の神達ハ、大方の學者のため、世の限り、神名ハ覆まれ
給ちはし、究うしま○以
音ハ、云宜の誤なるべし

○海神の、海をワタと、訓める事考ふし、万葉一ふ、對馬乃渡、渡中ふ、とある之、借字なるべ

次生海神、名大綿津見神、次生水戸神、名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神、自大事忍男神、至秋津比賣神、并十神、

ト、然ルに山にこそ、越と云ヒ海にこそ渡ると云ヘ、故に海をワタと、よめらむには、山ノ字にも、コエの訓あるべき、理りあらむぢやは○大綿津見神、大ハ尊称、綿ハ海の借字、津ハ助辭、見ハ蛇の借字也、是ハ野椎名義考に、委しおくるが如く、神靈ある龍蛇に、おもまる事也、豊玉毘賣命、御子生給ふ段に委く注べし○水戸も、水之門にて、海と川との堺を云フ○速秋津日子神、速も日子も、尊称也、秋ハ祝詞考に、川の海え入て、開く所とあまれば、秋も借字にて、開也、津ハ助辭、次なる速秋津比賣神も、おなじ、紀にハ、速秋津日ノ命として、一柱に傳へたり○因河海ハ、日子神ハ、河に比賣神ハ海に因りて也○沫那藝神、紀に沫蕩尊生ニ伊弉諾尊とありて、沫蕩此云阿和那伎ト注せり、按に那ハ

此速秋津日子、速秋津比賣二神、因河海、持別而、生神名、沫那藝神、（那藝二字以音下效此）次沫那美神、（那美二字以音下效此）次頰那藝神、次頰那美神、次天之水分神、（訓分云久麻理下效此）次國之水分神、次天之久比奢母智神、（自久

泙の略にて、藝ハ又美ハ、伊耶那岐ノ神の處に注へり○頰那藝神、ハ、連波の略也、波の名義ハ並水なるべし○天之水分神ハ、水を配る也、古言にて、雨を降すを、掌り給つり、故に祈年祭に、此神を祭り給ふ○国之水分神、是ハ地にして水を配る事を、業とし給つる也、將天云々、国云々と云、例あれバ、此二神ハ、天地を兼ね水を掌り給つる、にもあるべし○天之久比奢母智神ハ、瓠持の略にて、瓠を比奢と濁るも、夜降、又馬太伎の例也、瓠を一名ヨサ、とも云へり、紀に吉葛と ある是にて、丹後風土記に、與謝郡を、瓠郡に作れり、このまゝぞ、ヒサも、ヨサも、同物にて、未ダ器に製らざる、前の名也、既に器とありてハ、瓠筥と云ヒ破籠、箱等、のコにあらじ、然ルに比奢ハ、ヒサゴの略にて、ゴの濁りを、ザに譲りたり、と云へるハ、甚き非說なり、是ハ水を汲み、功ある神也、鎭火祭祝詞にハ、火乃荒びを、鎮めむ備へに、生給ふと云ヒ傳へあり○此件ハ、二大神の御子之上の八神ハ、速秋津日子、速秋津

以下五字以音下效此）次國之久比奢母智神、（自沫那藝神至國之久比奢母智神并八神）次生風神、名志那都比古神、（此神名以音）次生木神、名久久能智神、（此神名亦

以音　次生山神、名大山上津見神、次生野神、名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神、自志那都比古神至野椎、幷四神

比賣人二神の御子ありしうちを、注さげりき○志那都比古神、志那ハ風長ニて、都ハ助辭ニ、記傳ニ、師說ニ曰ク此神ハ、大御神の御息より、成り坐ヘバ、志那都比古、と八云ヘリ、万葉ニ、志長鳥と、云つも、鳰鳥ニて、息長鳥と、云むが如し、同書ニ、尓保杼里能於吉奈我河波、とつくりたるも、息長川ハ、近江国坂田郡之、と云へるも、云と得たる說之、今ハ其要を摘て引キつ、扱風をシと云ヘハ、荒風、木枯風、下風、などを思フ可シ○久久能智神、記傳ニ、久久ハ莖之、智ハ男を尊む称と云へり○大山津見神、大山も、字の如し、津ハ助辭ニて、見ハ大綿津見の、見ニおなじ、次ニ迦具土神の、御身より成り坐せる、八柱の山津見の下、併セ見るべし○鹿屋野比賣神、鹿屋ハ萱の借字之、古、八草ヲ以て屋を葺しゆゑ、紀ニ草野姫ニ、作まり、野をヌと、よむハ古言く○野椎神、椎ハ鏡ニ、蛽を乃豆知、と注せり、即チ野推ちり、本朝文粋、村上天皇の御製ニ、野鎚雖併蝦蟇尤耐驚ニと賦シ給ひ、蝦蟇と對シたるニて、義を得べし、此外、水ニ栖むを、蛟と云ヒ、山ニ栖るを、山雷と云ヒ、猶雷、迦具土等、惣て神靈ハ、龍蛇ニ、坐スし多、野推名義考ニ、確證を引て記しつ

此大山津見神、野椎神、二神、因山野持別而、生神名、天之狹土神、訓土云豆知、下效此　次國之狹土神、次天之狹霧神、次國之狹霧神、次天之闇戸神、次國之闇戸神、次大戸惑子神、訓惑云麻刀、下效此　次大戸惑女神、自天之狹土神至大戸惑女神、幷八神

○因山野ハ上の因ニ河海ニ、おなじ○天之狹土神、狹土の狹も、美称ニて、眞ニおなじ、○国之狹土神、名義上ニおなじ、此二神の、御名の土ハ、御父の御名の、椎ニおなじ、紀ニ此神を、国常立尊の、次ニ列たるハ、次第の錯まりたるニて、此記の傳ぞ、正しかりける○天之狹霧神、狹も上ニおなじ、此神雲霧を、掌り給へ足○天之闇戸神、戸も所ニて、闇ハ字の如し、記傳ニ闇も、谷を云と云ヘも、此說よろし○大戸惑子神ハ大苫彦神ニて、上の大戸日別神ニ、次第てかまちむを、混て此ニ入たるあるべし、紀ニ大戸摩彦尊、大戸摩姫尊ニ

作り、大戸之道尊、大苫邊尊の、亦名ふ傳へたるも、混せしと見ゆ、且此二名を、紀ふ大苫邊尊の亦名と傳へたるも、彌誤まり、以上八柱ハ、大山津見神と、野推神の御子あり

次生神名、鳥之石楠船神、亦名謂天鳥船、次生大宜都比賣神、此神名以音 次生火之夜藝速男神、夜藝二字以音 亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神、迦具二字以音

○鳥之石楠船神、縣居翁の説ふ、鳥ハ水鳥の浮ぶ状ふよせて云、と云り、記傳ふ、石楠ハ、堅く石ふもある木ゆきバ、如斯云と云り○天鳥船、名義上ふおあじ、紀ふ生鳥磐櫲樟船、輙以此船載蛭兒、と云、又浮橋及、天鳥船、亦將供造、とあるも、真の船あるべし、又此記ふ、天鳥船神副建御雷神而遣、とあるも、人跡の神くて、究ふりして、神の御上も、奇妙ふ測りがたく、常ハ人の状ふ坐せども、又船ふ化て、功を成給へる、野推神、綿津見神たちの、御上をも、爰ふめぐらして思ふべし○大宜都比賣神、大も尊稱、宜ハ食の畧ふて此神食物を掌り給へり○火之夜藝速男神、夜藝ハ燒あり、夜岐婆夜の、婆の濁りを上ふ轉せる、上代の音便く、と記傳ふ云へり、餘ハ三字く○炫毘古神、字鏡集ふ、炫をカヾヤク、と注せり○迦具土神、迦具も、燃ふ通へり、紀ふ火産靈、とあり、同神くて、土も上の、野推の推ふおあじ、此神の御身分きたる神達の、名義を考て、其親神の、御靈の龍蛇ふ坐せる事を知べし

因生此子、美蕃登、此三字以音 見炙而病臥在、多具理邇、此四字以音 生神名、金山毘古神、訓金云迦那、下效此 次金山毘賣神、次於屎成神名、波邇夜須毘古神、此神名以音 次波邇夜須毘賣神、

○美蕃登の、美ハ真ふ通ひて、蕃登ハ陰たるく、蕃登を記傳ふ師説を引て、含處と云ひ、史傳ふ此段の故事ふ依りて、火門と云り○病臥在の、臥を古言ふ、コイとも、コヤスとも云り○多具理ハ、紀ふ吐の字をよめり、西国の方言ふ、アグルと云ひ歐氣を、セグルと云へり○金山毘古神ハ、辛病毘古、あるべし○屎ハ、腐臭と、語原おあじ、くきハ、清音ふよむ

べし、マリも通あり、扨屎の一字を、クソマルトキ、とよみてハ、訓ミ蘊したるやう
あれど崇神紀ニ、褌ヨリ、屎オチシトコロ、とよめる處ニ、褌屎處と、ある同ジ○
波邇夜須毘古神、記傳ニ埴粘ハ、と云り、埴ハ字書
ニ、粘土也と、注せり、粘たる土ニて、御屎の狀ハ

○尿ハ、小便ニて、湯通ハ○彌

次於尿成神名、彌都波能賣神、次

都波能賣神ハ、水津蛇之女ハ、

和久產巢日神、此神之子、謂豐宇

古語拾遺、天羽羽斬の、古注ニ、

氣毘賣神、自宇以下四字以音 故伊邪那美

古語ニ大蛇、謂之羽羽、言斬蛇也

神者、因生火神、遂神避坐也 自天鳥船、

とあり、是大蛇を、古言ニ羽羽

至豐宇氣毘賣神、并八神

と、云る證ニて、略て波と、のミも云り、河內国澁川郡ニ、蛇草村あり、蛇をハと訓
る例ハ、此外蝮、口蛇、大蛇、など併思ふべし 紀ニ罔象女命ニ作り、訓注ニ、罔象此云
美都波、となり、和名抄ニ、魍魎ハ、水神也、日本紀云、美豆波と記し、淮南子氾論訓ニ、
水生罔象とある注ニ、国語を引て、龍罔象也と注し、孔子家語ニ、水之怪、龍罔象、

注ニ韋昭曰、罔象食人、一名沐腫とあり、祟ニ罔象魍魎ハ、水龍の屬と察むまじバ、
紀を撰ミ給ふ、頃ほひまでハ、水津蛇ハ、と云る義を、忘まずして、象罔の字を、配り
當給ひしなり、うつまバ、此神の神靈も、龍蛇ニ、おもまるを、世の注者等眞の古
傳ニ心着ざるもの、口をし○和久產巢日神、紀ニ稚產靈ニ作まり、和久ハ若ニて
老ニ對へたる、美称、產巢日ハ、高御產巢日神の下ニ注り○豐宇氣
毘賣神の、豐ハ美称、宇氣ハ飲ニて、御父と共ニ穀物を掌り給へり

○神避、記傳ニ、神ハ神の御上ニ、附ケ云言ハ、と云り、避ハ現御世を、去り給ふニて、崩御を申せり○参拾伍神

凡伊邪那岐、伊邪那美、二神、共所
生嶋、壹拾肆嶋、神、參拾伍神、是伊邪那
美神、未神避以前、所生、唯意能碁
呂嶋者、非所生、亦蛭子、與淡嶋、不
入子之例

ハ、今數へ奉るニ、
四十神あり、記傳ニ比古神、比賣神、並坐る二神を、合て
一柱とまをせバ、三十五柱あり、と云り、猶由あるべし
○愛も字の如し、孝德紀ニ、于ウ

故爾、伊邪那岐命、詔之、愛我那邇

都倶之伊母我、とあり、仁ノ字を、ウツクシミとよめるも同様、草紙うつくしき物ノ條に瓜にかきたる、兒の良雀の子の叔

妹命乎、那邇二字以音下效此 謂易子之一木乎、乃匍匐御枕方、匍匐御足方而哭時、於御涙所成神、坐香山之畝尾木本、名泣澤女神

ずなきするに、をどりくる云々、是らにて、意ハ明らかなるを、後世ハ花を見る人、彌まさる綃などにかゝりては、ウツクシとハ云ず○那邇妹ハ、汝妹の切なり、万葉九に、妹名根之、作服異六とあり○子之一木ハ、なの木を、ケとよめるよし八上の風木津別之忍男神に注せり、史傳に、毛の一ッなるりの此子に、愛き汝妹命を、替つる子らの意あり、と云り○匍匐ハ、腹這なり○枕方、紀に頭邊をよミ、足方を脚邊をよめり、かれ行方の方なり○香山ハ、大和国十市郡に在り、香ハ訓にならで字音なり、土佐国郡名を、香美と云もおなじ、惣て平上去の、三聲に渉る、ウの韻ハ、古音ハ加行の、濁音に讀りるゝ、此の香山の如し○畝尾木本、式に十市郡畝尾坐健土安神社あり、香山の裾縁に、當れる地なるべし、大和志に、木本村あり○泣澤女神、泣さめの延語にて、泣聲を云、住吉物語に、はゞしきを、つきなでく、はめくと、泣くきバ、山家集に、うぐひすの、春さめくと、鳴みたる、竹のしづくや涙なるらむ、字鏡、天治本に、滾ハ水聲也、佐女久とあるなど、併見て意を得べし、万葉二に、哭澤之神社尓、三輪須惠雖祈禱云々、式に同郡、畝尾都多本神社、とあるハ、此泣澤女神を、祭る所、大和志に、在木本村帝澤社と記せり

故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也

○比婆之山、記傳の追書に、澤真風が、説くとて、出雲国能義郡、母理郷より、一里餘西南、伯耆国堺に、遠からぬ處に山あり、山上に径四五丈許の、冢あり、石の齋垣を、周らし、伊邪那美命の、御陵と云、凡冢に生たる、篠を、牛も喰えず、蝮蛇も大く怖る、麓の村を、なるの内と云に、峠内と書タリ、風土記抄に、日波村と云るも、其山の麓なりと記せり、是ハ文を約て、書取りつ、比婆、一本比波に、作まるを、是とすべし、風土記抄の、日波村、疑ハ比を、日に、波を波に、よくとまるにハ、あらじか、紀に葬於紀伊国熊野之有馬村焉、ともあるは、御衣にても、葬奉りたらむ、扨更に御葬の、事あるハ、夜見の事の、後なりたらむか、始にめぐらして、傳たるなり○御佩ハ佩るを延たるなり○

於是伊邪那岐命、拔所御佩之十

十拳劔ハ、十拇の長サを云、記傳 拳劔、斬其子迦具土神之頸、爾著
ニハ、劔身の長、と云ヒ、纂疏ニハ、 其御刀前之血、走就湯津石村、所
拵之量とあり ○頸ハ御首之 成神名、石拆神、次根拆神、次石筒
首とハめぐり の、凹ミたる所 之男神 神三
を云ヒて、頸ニも渉れり、即チ莖身の轉畧之○旅ハ、佩キを延へ云ヘり○湯津石村の、津ハ
助辞ニて、湯とハ、數の多きを云、紀ニ五百箇磐石ニ作れり、万葉十ニ、道邊之、湯
小竹之於爾、とあるも、數おほむ小竹なり、是ハ湯と云聲ニ、數多の義を含めり、
佛經ニ、由旬、由延、那由他、踰闍那、など云るも、數の量なく、多キを云、論語ニ、子華使
於齊、冉與之庾、と云る庾も右ニおなじかるべし、然ルを古より、十六斗の注あれ
ど、庾の義ニ叶ヘりとも聞えざれバ、數多の意と見てあるべし○走就、タバシル
とハ、万葉をはじめ、處々ニのミ云ヒて、水又血などの、走リ沃るをバ、枕ノ草紙ニ、とばし
り、とあり、上方又西国の、方言ニも、然云れバ、走就と、云ハ由あるべけれど、姑ク舊訓ニ
從ふ○石拆神、紀ニ磐裂ニ作れり、御威の烈しきを、御名ニ負セ奉れり○根拆神、根
とハ石の並立てる、狀を云り、万葉十三ニ、石根乃興凝敷道乎、石床笑根延門呼、

とあるを見るべし、扨石ヲをイハネと云れバ、根拆の根も、石ネのネなり、と云へる説
あり、其も非なり、石ネと、加へたる辞を以て、石拆ニ對へ、根拆と云む理りなし○石筒
之男神、筒ハ土ニおなじ、塩筒翁を、塩土と云るが
如し、土ノ義ハ野椎神、迦具土神、の下併セ見るべし
○御刀本ハ、鐔 本を云○甕速 次著御刀本、血亦、走就湯津石村、
日神、甕ハ借字 ニて、怒なり、其 所成神名、甕速日神、次樋速日神、
ハ御怒の畧之、 速日ハ速ぶる 次建御雷之男神、亦名建布都神、
とも、活用て建 き狀を云○摑 布都二字以音下效此 亦名豐布都神 神三
速日神、樋ハ火の借字ニて、火神の血より、成坐る由ニ、然名ヲ負セ奉れり○建御雷之
男神、字の如し、此神ハ木ニ至リて、伊都之尾羽張神之子、とあり、御刀ノ神ニ坐ませバ、
其御子之、雷ハ次ニ注べし○建布都神、布都ハ布留ニ通ふ、神武ノ段ニ、見えたる、
布都ノ御魂と申御劔を、即布留ノ御魂、と申せり、然レバ布留ハ、御威の雄々しき狀ニ
て、奮ふとハ、此布留の延たるなり○豐布都神、豐ハ稱名之、扨記傳ニ、書紀ニ見えた
る、經津主神ハ、此建御雷之男神の、更名なりとの、論なり、是ハ動かなき説ニ

て已も然思ふよしハ、神武段甕布都神ノ下ニ、注づし

次集御刀之手上血、自手俣漏出、

○手上ハ、紀ニ劔頭ニ作り、刀ノ柄く、是を高日とも、云ヒし由、日向風土記ニ見えたり

所成神名、訓漏云久伎 闇淤加美神、以淤下三字以音 下效此 次闇御津羽神

○漏出ハ、下ニ自木俣漏逃而とある處ニ注づし○闇淤加美の闇ハ記傳ニ、谷のごとく云り、淤加美とハ、大神の義ニて、大蛇を云、故ニ紀ニ、龗をよミ、豊後風土記ニ、蛇龗をよミ、並ニ於箇美の訓注あり、常陸風土記ニ、新治郡驛家、名ヲ曰大神、所以然称者、大蛇多在り、因名驛家、和名抄ニ、同郡巨神郷あり、惣て畏きものを、カミと云へるハ猶例多あり、是を大神神と、云へるハ津嶋ノ嶋の例之○闇御津羽神、紀ニ闇罔象ニ作れり、

上件、自石拆神以下、闇御津羽神以前、并八神者、因御刀所生之神者也

上の彌都波能賣ノ神ニおなじ、扨此件又次件ニへ、論づきも多かれど、野椎名義考ニ、弁へ置たれバ、爰ニハ略ス

所殺迦具土神之於頭、所成神名、正鹿山上津見神、次於胸、所成神名、淤縢山津見神、淤縢二字以音 次於腹所成神名、奥山上津見神、次於陰所成神名、闇山津見神

○正鹿山津見神、正鹿ハ借字ニて、口次ニ真坂、とある從ふべし、山津見の名義ハ、大山津見神の、下ニ注へり○胸も、身根く、身をムと訓る例ハ、紀ニ身中ニ化為中山祇、齊明紀ニ、田身嶺、筑前風土記ニ、宗像を身形ニ作れり○淤縢山津見神、記傳ニ、下處の意か、と云り○腹記傳ニ、廣の意ニて、平なるといふなど、と云り、案ニ張ニも有べし○奥山津見神ハ、字の如し○陰ハ、ミカクレと訓べし、御隱なり、今物語ニもだうなる、法師の、かくし所も、うち出して、とあり、古言と聞ゆ、紀ニカクレ、とよめるも、同義なり、扨記傳ニ、美蕃登、とよめれど、男ニ然云ヒし例なければ、用ひがたし、史傳ニ、ヲバセ、とよめるハ、古語拾遺言餘抄ニ、男莖

形を、オバセガタ、と訓る、オをヲに誤、陰とよめれど、理もなき誤りを諾ひたるなり、是は河簡清厚が、藏る古寫本には、ヲバシラガタ、と点せり、即男柱形にて、俗訓なり、又刊本にも、ヲバシガタ、とあり、ラを脱せしなり、男根を、男のはしらと、は、云べくもあらじぞ、且柱を、ハセと云るは、何の意ぞも、然ど是も、猶久しき誤りと見ゆ、十訓抄にも、然記せり、桑家漢語抄に、陰茎を、志毛々登利、と注せり、古言之と、聞ゆれど義理詳ならず、靈異記に、万良とよみ、和名抄に、俗云篇乃古、と注し常語にも、云れど、聞悪かれば用ず、大同類聚方に、他滿玖記、とあり、玉茎の字訓なめれバ、古言にあらず、故姑、カクシとよみつ○闇山津見神、闇ハ上に見えたり○志藝山津見神、縣居翁の説に、繁木山と云り○羽山津見神、紀に麓山とあり、即端山なり○原山津見神、字の如し○戸山津見神、記傳に外山な

次於左手、所成神名、志藝山津見神、志藝二字以音、次於右手、所成神名、羽山津見神、次於左足、所成神名、原山津見神、次於右足、所成神名、戸山津見神、自正鹿山津見神、至戸山津見神、并八神、故

りと云へり○尾羽張の尾は、蛇のヲにて、其由は八俣袁呂智、下に注べし、羽張も、蛇斬の畧なり、キの省かるゝは、息吹を、イフキと、云る例之、投迦具土神の、御靈は、龍蛇に坐せりしを、彼處にも注り、彌都波能賣神の、名義を解る所に、古語拾遺を、引出たるが如く、彼書に八岐大蛇を、斬給ふ劍の古注に、名天羽羽斬、古語大蛇謂之羽羽、言斬蛇也、とあるを併て、尾羽張は、尾蛇斬の畧なる事を知べし○亦名の、伊都は、厳にて勢ある事を云り

所斬之刀名、謂天之尾羽張、亦名、謂伊都之尾羽張、伊都二字以音

○黄泉国は、次に豫母都志許賣、紀に余母都比羅佐可、などあり、母字も、母とよむべし、万葉五に、人皆之を、比等母称能

於是、欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、爾自殿騰戸、出向之時、伊邪那岐命、語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝、所作之國、未作竟故、可

と、書たり、古音く、鎮火祭祝詞に、與美津枚坂と、あるを見る

還爾伊邪那美命答白、悔哉不速來、吾者、為黄泉戸喫

づし、扨此黄泉は、伯耆国會見郡と、出雲国嶋根郡との、間に在る、地名にて、夜見と書たり、出雲風土記、国引條に、引來縫国は、三穂之埼也、持引綱者、夜見嶋是也、となる、三穂は、同国嶋根郡にて、此地は、東北に偏寄り、南は内海を包み、北は大海を受る、伯耆国には、甚近所なり、同郡に、蘇嶋と云も、風土記に見ゆ、夜見嶋と文字の異るのみにて、同嶋か、又別嶋か、知がたし、扨嶋根郡の南に、入り來る内海は、東は伯耆国に、包まれ、南は出雲国意宇郡なり、其海中に、大根嶋と云嶋あり、是擬は、上代の夜見嶋なるべし、今は意宇郡に属たり、風土記の嶋根郡、蜈蚣嶋、條に、自此嶋、達伯耆国、郡内、夜見嶋とも記せり、是は伯耆と、出雲と、二所に、夜見嶋のあるに、似たれど、伯耆国會見郡は、海邊に跨たれ、やゝ見ゆれば、郡内とは、云るなるべし、出雲人、宍道素我男が云たりしく今意宇郡に、ヨメが嶋と云嶋あり、夜見嶋なるべしと云り、古のヨメが嶋は、大根嶋の一名か、猶再たひて、問はるべきことにすむ、假令夜見嶋は此大根嶋と、別なるにもせよ根国と云しは、其の大根嶋なる事、論なし、古へは廣挾に拘らず国と云しは常にて、夜見嶋を夜見国と云る、准て知るべし、今按に、伯耆国會見郡西北に、突出たる地を、夜見濱と云り、此地は出雲国嶋根郡に對ひ、甚間近ければ、上代其邊を廣く、夜見と云しことを了解すべし、扨此黄泉てふ字は、支那人の、理屈を以て、作り出たるを、後に至ては、地中に一世界ありて、死れば其所に徃もののやうに、思ひ誤りしも有たりし、然ど其字義を正せバ、黄とは、土を云ひ、泉とは水にて、土も水を含める故、死人を土中に埋るを、黄泉に入ルと云ひ、死人を泉客とも云り、史記鄭世家に、莊公由りて、其母を城穎に遷し、誓ていはく不至黄泉、毋相見也云々、孝叔曰、穿地至黄泉則相矣、於是遂從之見母云々、注に天玄地黄、故言黄泉、と云り、此事既隱公元年五月傳に見えたり、孟子に、夫蚓上食槁壤、下飲黄泉とある注に、槁壤乾土也、黄泉ハ濁水也、とあるを見るべし、源氏手習に、末の世には、黄なる泉のほとりまでを、おのづから語らひよると、漢囀に諂ひ、和らげて書たり、末の世とは、未來の世と、云ことにて、凡人は神の御霊を分賜ありて生れ、又死れば霊は神とありて、千載も朽るまじければ、前世と云も、後世と云も、人間には、なきものなり、然るに我古書に、かゝる虚偽をも、弁ず、夜見を黄泉に、配たるは、其原を押窮むれば、全く漢人の、筆の慰に、欺かれしなり、其はとまれ、萬代の學びの祖とも、仰ぐべき、鈴屋翁の、かゝる非事に、惑はされしは、あかず口をしき、業ならずや〇膝戸とは、半より上に、鈎上るにて、今も然云り、古言なり〇出向は、生返り給へるにかゝりて、御霊の坂に、本の装ひに、なりて出向給ふく、抑伊邪那美命所去坐なれ、我西北の、極なる、出雲国の海畔にして、御崩給ひし、其由は、傳なけれど、海外、各国を、修理竟

て歸り給ふとぞ、幾時もあしぞ、産難に懸らせ、給ひしなるべし齊衡三年、大汝、少彦奈神、東海より、常陸国鹿嶋郡の、海濱に着たまひし、古事をも、併思ふべし○黄泉戸喫、記傳に、戸とは竈のことゝ、黄泉国の竈にて、煮炊たる物を食ふを云ふと云り、年治云ッ戸喫の説は、聞えたれど、爰に黄泉の、と云るはそ心得ね、黄泉は、上に云る如く、出雲国の、地名なれバ、地に穢れの、なりたづき理なし、然に夜見を、彼佛に云る、地獄とか、云めり、怪き方便説に、泥めるやうの、書状にて、快からぬぞ、抑煮たる物を、食ひて、穢れあるは、云も更にて、其食ずとも、死人の家に入れぞ、穢れを受るは、論なきを、爰に己命の、御身の穢れ坐せりとも謂たるぞ、戸喫としも、宣ひ給へるは上代死家に立入ても、穢れに觸るを、廣ッ戸喫とは云ふなむ

○那勢命の那は汝にて志たしむ詞、勢は夫又兄をいふ○且具も、具具の誤りなるべし、尚子に、具具而王、具具而覇具具

然愛我那勢命、那勢二字以音下效此入來坐之事、恐故、欲還、且具與黄泉神相論、莫視我、如此白而、還入其殿內之間、甚久難待、故刺左之御美豆良、三字以音下效此湯津津間櫛之男柱、一箇取闕而、燭一火、入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐弖此十字以音

而存どうり、具は倶なれバ、二字合せて、トモニとよむべし○黄泉神とは、夜見嶋に坐る神く○論は、言に擧つるの、延語なり、繼體紀に、勿論貴賤、遊仙窟に、論其萬一ッ云々、相論も、アヒアゲツラハム、と、よみても、あしからず、是は還來給ふべきことを、論せむとなく、然は云へ、實も還り給ふべき、御身にしあらぬとかうし、妹命を慕ひ給ふ御心思ひ遣り奉るべし○殿内を、トノヌチとよめるは非く、国中をクニヌチと、云ふなどるを、證とすべし○御美豆良、記傳に、上代に、男の御装には、髪を左右へ分て、結綰たるものく、万葉七に、角髪とあり、左右にあるが、角の如くなる故に、云る称は、あなくと云り○湯津津間櫛の、湯津は、上の湯津石村ノ下に注へり、津間櫛は、紀、奇稲田姫ノ條に、爪櫛とあり、是正字にて、歯並の、爪を並へたる、如きを云ふ○男柱は、紀に雄柱に作まり、左右の端の、大きなる歯を云ふ○宇士多加禮の、宇士も、小虫にて蛆なり、多加流も、群るを云ふ、東国にて、蝨がタカルと云り、是もタカレ、タカル、と活用るが、但上方にて、人タカルと、四段にも云り○斗呂呂岐弖は、紀に膿沸とあるになあらじ、按に女神の、崩坐て、ひさしき日數を、経たりけむ

於頭者大雷居、於胸者火雷居、於腹者黒雷居、於陰者拆雷居、於左手者若雷居、於右手者土雷居、於左足者鳴雷居、於右足者伏雷居、并八雷神成居

○大雷ハ、字の如し、伊加豆智の伊加ハ、怒ふて猛き額く、豆智ハ、野推、迦具土の土ふ、おあじ故ふ、雷ノ字をも、ツチとよめり、紀ふ武甕雷神、神武紀ふ、厳山雷、厳香来雷あど併せ見づし、扨雷ハ、龍蛇ありと云へる證ハ、雄畧紀ふ、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、汝膂力過人、自行捉來、蜾蠃答曰、試往捉之、乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺々、目精赫々、天皇畏、蔽目不見、却入殿中、使放於岳、仍改賜名為雷、とあり、是龍蛇を、雷と云へる的證ふて、猶委ハ、靈異記上巻第一段ふ見ゆ、漢籍等ふも、數多證例あり○火雷ハ、字の如し、式の大膳職ふ、坐三座ノ内をはじめ、山城大和、和泉等ふ、見ゆより○黒雷、此の外、その ふ見ゆず、是ハ風梢蛇ありと、或人云へり○拆雷ハ、木石を裂くを云ふ、拆とある雷を云ふ○若雷ハ、老ふ對へたる称、名之、三代實録、貞觀六年、七月ノ紀ふ、授武藏国、従五位下、若雷神、従五位上、式ふ山城国、愛宕郡賀茂別雷神社とある、別ハ若の借字之○土雷、舒明紀ふ、地雷見ゆ、是ハ雷聲ふ應して、地中の鳴動するを云ふ○鳴雷、字の如し、式ふ主水司、及大和国ふ、鳴雷神社見ゆ○伏雷詳ふあらず、龍蛇の、蟠りたる狀を云ふ○成居ハ、生居く、按ふ女神の御身ふ、これ雷神等の、居るべきふあらず、是も怖しめ給ふも為、仮ふ示し給ふなるべし

於是伊邪那岐命、見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命、言令見辱吾、即遣豫母都志許賣、此六字以音令追、爾伊邪那岐命、取黒御鬘投棄、乃生蒲子、是摭食之間、逃行、猶追、亦刺其右御美豆良之湯津津間櫛、

○逃還、ニグルと云ふハ、古言之、雄畧ノ段ふ、和賀爾宜能煩理、古今集ふも、山のたふぐて、いきずもあしあむ○令見辱ハ、字士多加禮たる狀を、見らきしを、愧ぢつるく、抑愧てふ多上

代ゟなく見えて、甚しきに至りては、夫婦の、中らひをも断

引闕而、投棄、乃生笋、是抜食之間、逃行

給ふ事、此御件、及豊玉毘賣命、海坂を塞給ふなど、見るべし、是上代より、甚も尊き風俗にて、君のため身を殺し、家を亡すとも、皆臣ノ道の、立ざるを愧てし、異国人は、口には云ひ、愧てふ事を云ひ、心には、真の愧をバ、露だにしらぬものも、ありげなるなれ、其君を殺し、其位禄を盗み、聲まで貌まで、は、天地懸隔の、情態ならずや○豫母都志許賣は、紀に泉津醜女に作れり、面の醜きたる、女鬼なり○黒御鬘の、黒は、其色を云ひ、鬘は髪の飾にて、記傳に、何にもあれ、蔓草を以て、頭の飾にかくるを、髪鬘と云ひ、是即チ鬘ぞと云へり○蘰は、八千矛神の、御哥に注づし○蒲子紀に、蒲萄に作り、和名抄、本草和名等に、紫葛を、衣比加豆良、と注せり、紫葛は、葡萄の一種にて、山谷に生じ、カモエビとも、エビヅルとも、云へる蔓草なれバ、相通なして、エビヅラと訓づし、名義は、鰕の如く、鬚あるものに、名着めり、扨黒玉以て、飾りたる御鬘は、蒲萄に、似たれバなり○笋は、和名抄に、太加無奈と注し、即チ竹身菜にて、竹ノ子を云ふ、扨蒲子をバ、撫食と云ひ、笋をバ、抜食と云へり、心を着て見るべし、此撫ノ字を、ヒリヒと訓めるは、非訓之○後手は、御手

且後者、於其八雷神、副千五百之、

を後へ、はもすを云ふ○布伎都々の、布伎は、振く、万葉二、八、十、十一に、山吹を、山振と書るも、歌六首あり、上代フキもフリも、通ぜしと云へり、都々は、振つく、と重て云ふべきを、一ツを省きて、ツに云ひ含めたり、語く、花は散りつつ、雪は降りつつ、准へて知るべし○

黄泉軍、令追、爾抜所御佩之十拳劔而、於後手布伎都都、此四字以音逃來、猶追、到黄泉比良坂之坂本時、此二字以音取在其坂本桃子三箇、待撃者、悉逃返也、爾伊邪那岐命、告桃子、汝如助吾、於葦原中國所有、宇都志伎、此四字以音青人草之、落苦瀬而、患惚時、可助告、賜名号意富加牟豆美命、自意至美以音

比良坂は、次に伊賦夜坂とあ

る處に、注べし○桃子を以て、鬼物を避るヿハ、漢籍にも、是彼見ゑたる、皆此件
の、御古事の傳なりて、外国人も、此樹に靈あるヿを、あはよく知て、書キ繼けり○
葦原中国とハ、此世界萬国を、總たる大名なるべし、然ハ紀に、豊葦原ノ中ツ国、
豊葦原ノ瑞穗国、葦原ノ千五百秋之瑞穗国、とハ云へれど、皇国を葦原ノ国と、云へる例
なきを、思ふべし、是ハ少彦名ノ命が、葦菅を植生し給ひしヿ、續後紀十九の、長歌
に見ゑたり、彼神ハ異国を要と修成給ひし、神にし坐せバ、葦を国の根固と、万
国に植生し給ひけむ、今打聞ノに、葦士耶、葦振岐、葦女理加、歐呂波、荒備耶、荒牟陀、
阿呂之耶、などやうに、聞ゆる国名ある、其国名等を、如此号初し縁ハ、葦原を地
球の、總名なりと、知らで、己が国々に、片許雜りに、訛り傳へたるなるべし、中国と
ハ、皇国の總名にて、中を尊むより、起りたる名なり○所有を、アラユル、とよめ
るハ非く、此語、漢籍の旁訓にハ、常に云へれど、其も横訛の、片言なめれバ、用ふべく
し、然ルも、万葉をもドめ、吾古書等に、かつて語を、見ざれバなり○宇都志伎青人草
の宇都志伎ハ、紀に顯見をよめり、現にて、志伎ハ辭なり、青人草の、青ハ黒河真依
が、大の意なり、青海原も、大海原なりけむと云り、万葉廿に、安乎奈美爾蕤豆佐閇奴
禮豆、とあるも、大浪と聞ゆ、同八、又二にも見ゑたり、同二に、零雪者、安幡爾勿落
どあるも、安幡を、畧解に、近江国にてハ、一丈も積もる雪を云ふよし注せり、このま
む、多人草にて、草とハ、數のおほきを云ふ○苦瀬の、苦ハ字の如く、憂く、瀬ハ借字
にて、柵塞割などの意なり、其も至り極る處を云ひて、其所に、限るヿなく、うきしきせ、この

なしさせ、なふせ、など准、知ルべし、万葉に、馬柵をウマセとよし、和名抄に、籬を末
世と、注せり、是レ塞キ止メて、其内を限りとする意なり、このまゝ、苦瀬ハ、憂キ事の極マる時
を云ふめり○悪惚の、惚ハ、惚の俗字にて、字書に、惚恫ハ不レ得レ志也、と注せり○意富
加牟豆美命ハ、大神瑞實の、ミの省りにて、ミづくしき、桃ノ實なると称ヘ給へり、此
豆を、助辭の津に、見るハ非く、助辭のツも、清音なり、出雲人云ク、意宇郡、駒返リと云る、
山も、昔より一面桃ノ木のミ、生立チ、常の桃より、一種別なり、桃を投ゲ給ひしも、此地に
やと云り○千

最後其妹伊耶那美命、身自追來

引石、紀に千人
所引磐をよめ

焉、爾千引石、引塞其黄泉比良坂、

り、其意を顯す
して書ケり、和

其石置中、各對立而、度事戸之時、

名抄に、日本紀
云、云々、知比木

伊耶那美命言、愛我那勢命、爲如

乃以之、と注せ
り、以之も、紀の

此者、汝國之人草、一日絞殺千頭、

例に同じぞ、以
波とあるべし、
但シ此訓注に據ル

爾伊耶那岐命、詔、愛我那邇妹命、

に、古、より千引之と、之を添て、よみ来まり、万葉四に、吾戀者千引乃石乎七許夫木集廿二

汝為然者、吾一日、立千五百産屋、是以一日、必千人死、一日、必千五百人生也

に我おもひも、千引の石に、なりねども、何にそのりなむ、音をのみぞなく、同まし
くらで、あれどもやらまぬ、我身なれ、千引の石は、たくひくされ、以上千引之石、と
云る例なり、又夫木集、廿三に、千引の綱とよみ、秋夜長物語に、千引の縄と何り、是
らも、千引之、と云る例なり、扨千引之石ハ、千人もてうりにて、引づき大石を云フ○引
塞の、塞ハ、塞ると活きて、其所を引蓋を云フ○事戸、紀に絶妻之誓、此云許等度、と
あり、義理を顕したる書法なり、此語ハ、世の注者たちの、説もあれど、當まりとお
ぼしよまし聞えず、縣居翁の、別所に度ルと云るに従ふべし、離まて別所に寝ると
云フ意なれバ、絶妻は、其中に籠りて、穏あり○那勢命、上に注り○汝は、史傳に、御
坐と云り○絞殺ハ、唯死なしむるを云フ然ル上絞としも云るは、上代死刑には、絞
刑を専らとせし故なる唇し○産屋、記傳に、今たゞに産むとハ、詔もで、立産屋と
しも、詔へるは、上代の言に、子を生むを、然云ことありけむ、と云り、千人を殺し、千
五百人を生ましめむ、と宣へるは、必其數にハあらねど、二人死なバ、三人生殖し、

綿にを云フ、古語に、天之益人とハ、此ノ云ヒにまさる○死は、字音を用ひたらにあらじを、
素より古言にて、死の本義は、惣て實なき状を云フ、譬へバ皮何りて、實なき穀を、和
名抄に、之比奈世と注し、又盲を米之比、とも注せり、此外草木の、枯むとまるを、
萎とも、志なぶとも、志をおくとも云ヒ、和名抄に、瘤皮肉急瘰起云々、不癢不痛ハ和
名之比祢と注し、又麻痺を、シビルル、と云るな併せて、死ハ音訓闇合なるを知ル
可シ、此死るを、風去の義なり、と云るは、語原を知らざる説なり、又過去の切りと云る
も非なり、反切の、例に御せざるを思へ○黄泉津大神ハ、出雲国夜見嶋を知坐ス大神と申スく、式に同国意宇郡揖夜神社とあるは、此大神を祭まつるにや○追斯伎斯ハ、追及しく○

故号其伊耶那美命、謂黄泉津大神、亦云以其追斯伎斯此三字以音而、號道敷大神、亦所塞其黄泉坂之石者、號道反大神、亦謂塞坐黄泉戸大神、故其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也

道敷大神も、道及にて、伊邪那美命を、追称申し御名也○所塞石ハ、千引の石也、○道反大神ハ、道より伊邪那美命を、返し奉りし也、称申せり○黄泉戸の、戸ハ門にて、夜見へ行く、道の口なり○所謂を、イハユル、とよめるも、物語書、又漢籍の傍訓どもに、見えてはあれど、中昔の訛言なれバ、用ひがたし、是を古言也と云ハで、何とても活用より、ゆくる語にハ、云とうつせりけむ、甚覺つかなし、是ハ比良坂、と云ると訓べき處なれバ改つ○伊賦夜坂、出雲風土記、意宇郡ノ條に、伊布夜ノ社あり、齊明紀に、言屋社とあり、今ハ揖屋と書き、土人もイヤと唱ふ、是ハ上に駒返りと云て、桃の多かりと、注せし地と遠からりや、地理をしらざれバ、定めがたし、紀に或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歟、とある廿五字を、江戸なる、吉原の玉屋に、藏たる古寫本にハ、或所謂の上に、法師曰、てふ三字あり、是ハ法師なりしか、私意に書入しを、後に法師曰、を削りて、本文に書改しなり、其も千年許ハ、過ぬらしむか、類聚国史、舊事紀等にも、此攙入を、記せるなれバ也、但類聚国史、神代上下ハ、恐くハ菅神の、神撰にハあらじ、一部の躰裁にあらざるぞかし、是ハ後人考てよ

是以、伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米、上志許米岐、此九字以音穢國而、在祁理、此二字以音故吾者、爲御身之禊而、到坐竺紫日向之、橘小門之阿波岐此三字以音原而、禊祓也

○伊那志許米の、伊那ハ、紀に不須に作り、万葉に、否、不欲、不醜、不許、などをよめり、其意也、志許米ハ、紀に凶目をよみ、記傳に、米を憂目を見る、辛目を見る、などの目也、と云り、即醜目なり○志許米岐ハ、醜めき也、記傳に米岐ハ、如しめ也、なほめき、などにおなじき、活辭也と云り○穢国ハ、彼死穢に、立觸まし給へる所を云、伊那志許米云々ハ、穢国へ係る、語のやう、聞ゆれど、彼八雷神、又ハ醜女などの、追來しを悪ミ坐て、如此宣へり、如此く夜見の、困苦を受給ひしハ、女神を辱め給ふ、御恨よりおこるなり、耻を知るも人事の基本にて、君臣父子夫婦朋友の、中らひも、耻を忘るし時ハ、忽ち人倫のみちを、失ふべし、是神習ふてふ事の、眼目にハありける、かゝる困厄に、遭ひ給はずバ、世に御禊の大典も、始るまじく、天地の主と坐ス大神たちも、生出給ふまじく、神理ハ測り知りがたき、ものぞ○御身ハ、儀式の御體の、分注に、詞云於保美麻、とあり、大御身也、西宮記、六月御卜ノ條に、御躰、江次第、同月御占ノ條に、大御躰、と書たり、共にオホミマと訓べし、身ハ躰の轉なり、扨常に御ノ字を、オン

とよあるも、大御の罪轉なるを、御の一字に、云ひ含たるハ、此作あるぞ、起原なるべき〇禊ハ、身滌なり、是ハ悪を去り善に歸る、大御業にて、中昔までハ、重き御政事として、行なしめ給ひしを、浮屠氏の、繁行はるに衰へ行ぬるも、歎くべき業なりけし、扨ハラヒも自拂ふを云、ハラへも、令拂の意にて、ハラヒも、ハラへも、自他に渉りて同義なり、猶委く云ハんはなしけれど、文の長きを厭ひて略す〇筑紫日向之云々筑紫ハ筑前なり、日向ハ字の如く、朝夕の日の、直刺處の名なるべし、橘小門之、阿波岐原ハ、筑前續風土記に、小戸ハ姪ノ濱にあり、立花ハ粕屋郡、及怡土郡にあり、青木ハ、志摩郡及莚田郡にあり、住吉ノ神坐ます處を、小戸乃橘の、檍ヶ原と云フなるべし、然レバ小戸の橘の、檍ヶ原とハ、住吉の邊りとく、決定すべし云々、同書志摩郡ノ條に、芥屋村より、乾方五町許に、大門崎とて、海中に差出たる岩山あり、岩形ハ八九寸より、一尺七八寸許の、方なる石柱にて、山下に大門とて、北に向へる、大なる岩窟あり、横五間たらず、舟にて入るべし、四十間許、少シ東へ廻る、其奥水なき處白砂にて、蝙蝠おほく、面をうち、古より其奥を、極るものなし云々、以上要を摘て記せり、按に此の大門と云へるぞ真の小門なるべき、上に見えたる、姪濱ハ同国早良郡にあれバ、其にハあらじ、万葉三に大王之遠乃朝庭跡蟻通島門乎見者、神代之所念と、ある遠乃朝庭ハ太宰府にて、島門ハ筑前国志摩郡の海門のこと聞ゆ、神代云々ハ、此件の古傳をよめり、右の歌ハ筑紫国に下ル時柿本朝臣人麿の作歌なりと、端書に記せり〇阿波岐原ハ、紀に檍原に作れり和名抄に、檍、桙之屬也、日本紀私記云、阿波木、今按橿木、一名也、とあり、東雅に此橿ノ字と、あるによりて、阿波岐を、カシノ木に定めたり、又同書萩ノ字下に、壬戌の秋、朝鮮の聘使、來たる時、彼等萩を見て、杻ノ字を題しと云へり云々、史傳に殿村常久ガ説に、爾雅に、杻ハ檍とあるを舉て、阿波岐ハ、萩なりと云ひし、よしを記せり、一説に備ふべし〇禊祓、記傳に禊祓給ひきと、先ッ云ひおきて、次に其事を、細に云フハ、文ノ法なりと云へり

〇投棄ハ、字の如し、棄をウツルと云へるハ、八千矛ノ神の、御歌に見ゆ〇衝立船戸神の、衝立ハ、御杖に縁る詞なり、船戸神ハ、紀に岐神をよめり、此神ハ道路を、守り給ふ由為に、岐字を

故於投棄御杖、所成神名、衝立船戸神、次於投棄御帶、所成神名、道之長乳齒神、次於投棄御裳、所成神名、時置師神、次於投棄御衣、所成神名、和豆良比能宇斯能神、此神名以音

書けり、扨フナドのドも、處にて、此處より此方に、經るなと、女神に宣ひし事、紀に見えたり○道之長乳齒神の、乳齒ハ借字にて、乳ハ手呂智の智之、齒ハ上の尾羽張の、ハハの畧なる事、彌都波能賣神の條に、注へるが如し、是ハ御帶の長きを、龍蛇の委蛇狀に、見なし、御名に負せたるか、將御靈も龍蛇に、坐せるか考べし、是を道之長路、と云るも非なり、長乳ハ清音、長路ハ濁音にて、義理格別なるをや○御裳記傳に裳も、男のよそほひに、云る事、古書に見えず、褌を和名抄に、須万之乃毛能、裙を毛乃之太乃、太不佐岐、とあればたゞさきの上に、着し物を、毛と云となむと云り、年治云、裳も上代云々、と云るハ不審なり、景行紀に、蝦夷等、悉慄則褰裳披浪、自扶王船、又熱田縁起に、倭武尊褰裳、跋涉懸度云々、万葉十一に、早敷哉不相子故、徒是川瀨裳欄潤、など男服なりしをしるべし、されど中昔に至り、裳を女服とせしを、儀式帳にも、見えたれど、其後又男女に涉りて、着る事となりたり、其事裝束抄に見ゆ○時置師神、記傳に御裳を、解置給ふ御名にや、と云へり、或人ハ時犯しにて、外邪の病を治給ふ、神なりと云り○御衣ハ、身に服るものゝ名、御衣の延たるなり○和豆良比能、宇斯能神、紀に煩神と書けり、或人ハ、心經より起る病を、治給ふ神也と云へり○御褌、古の褌、

次於投棄御褌所成神名、道俣神、次於投棄御冠所成神名、飽咋之

宇斯能神 自宇以下三字以音

宇ハ、宇鏡集にも、ハカマと注せり、されど、常に着る袴にあらで、犢鼻褌に當れり、然ルも崇神紀に、褌屎處曰屎褌、今謂樟葉、とあり、上より着たる、袴ならむには、屎の落つき、由なきを思へ、扨上代の褌ハ、口廣にして、下より引揚、陰所を隱したるなりと、察也、宇鏡に、褌ハ口大ノ袴也太乃波加万、と注し、類聚名義抄、宇鏡集、色葉字類抄等、同訓を注せり、是ハ表ノ袴に對へたる、下袴なるべし、和名抄に、褌ハ袴ヲ而無跨、謂之褌、和名須萬之毛能、とあり、常に穢るゝものなれば、洗し物とハ云めり、扨此件の、古事を、紀に御杖を、投給ふ、次に御帶、次に御衣、次に御褌、次に御履と、次第して、順序正しきを、此記にハ、御杖の次に、御帶、次に御裳、次に御衣、次に御褌、次に御冠、次に左右の御手纒とありて御裳を御衣の前に、次第たるハ、錯まり、然ども、御褌をも、紀記ともに、御衣の次に、解棄給へれば、御褌ハ御袴にはあらざるなりし、證とすべし○道俣神、字の如し、道饗祭詞に、八衢比古、八衢比賣とあるハ、この神なるべし、御褌を着とまふところハ、俣なるものなれ、道俣てふ御名を、負奉らむ○御冠ハ、美加氣とよむべし、播磨風土記、餝磨郡安相里條に、品太天皇、從但馬巡行之時、緣道不撤御冠、故号陰山前、同神前郡蔭山里、條に、品太、天皇御蔭墮此、山故曰蔭山、又号蔭岡云々、持統紀に、以華縵進于殯宮、此曰御蔭、とある、漫ハ縵の誤にて、此華縵を、仮に御冠ともよく、式の神賀詞に、天乃美賀秘冠利、とある秘字も、既の誤にて、御冠あり

々む、後釋にも、心着て、秘ハ氣の誤ゝと云り○飽咋之宇斯能神、紀に投其褌、是謂開囓神、とあり、口を開て食ふ状なきぞ、御屁にても、御褌にても、通へて妨なし、或人云ク、世に飲食の度を失ひて病あるを、治給ふ神々と云へり、實に病根ハ、心経を、勞するより、發るとし、外邪を受るとし、食事よりと、此三ッぞ病源なり、慎むべし

○手纏ハ字の如し、和名抄の射具に、小手也と注せり○奥疎神ハ、字の如く、遠離る事之、此に左手を、奥とし右手を、邊と云るハ、奥に對へて端と、云事く、扨左手を奥と云るも、万葉九に、吾妹兒者久志呂尓有奈

次於投棄左御手之手纏、所成神名、奧疎神、訓奧云淤伎、下效此、訓疎云奢加留、下效此、次奧津那藝佐毘古神、自那以下五字以音、下效此、次奧津甲斐辨羅神、自甲以下四字以音、下效此、次於投棄右御手之手纏、所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐毘古神、次邊津甲斐辨羅神

武、左手乃、吾奥手尓、纏而太麻師弖と、あり、是左を奥とする證之、其も萬事右を手して、物するも右端として、卑しめ、其にむかへて、左を奥として、尊む、是上代より、定まるゆゑに、右大臣より、左大臣を上におかり、是天然の正理なりをや○那藝佐毘古神ハ、渚毘古なり、渚とハ波の寄せ或も去る、水際の名なれバ、波來去の意之○甲斐辨羅神、考なし記傳に、甲斐ハ間々、山のかひだを、峽と云ふが如し、此も疎處と、波限との、間の意ぞ、辨ハ方なり、羅ハ下におく助辭之と云り、猶よく考ふべし、次の三柱の神達の、御名ハ、上に准へて心得べし

右件、自船戸神以下、邊津甲斐辨羅神以前、十二神者、因脫著身之物、所生神也

古事記標注上巻之上終

4年9月

古事記標注上巻之上終

古事記標注上巻之上終